

第七十二回国会 衆議院 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録第五号

昭和四十九年二月二十六日(火曜日)
午前十時五十五分開議

出席委員

- | | |
|------------|------------|
| 委員長 小濱 新次君 | 理事 國場 幸昌君 |
| 理事 鯨岡 兵輔君 | 理事 床次 徳二君 |
| 理事 佐藤 孝行君 | 理事 加藤 清政君 |
| 理事 中村 拓道君 | 理事 小宮山重四郎君 |
| 理事 正森 成二君 | 本名 武君 |
| 田中 龍夫君 | 瀨長亀次郎君 |
| 上原 康助君 | |
| 安里積千代君 | |

出席政府委員

- 外務大臣 大平 正芳君

出席政府委員

- 沖繩開発政務次官 西銘 順治君
沖繩開発庁総務局長 岡田 純夫君
沖繩開発庁振興局長 瀧美 謙二君
外務省アメリカ局長 大河原良雄君
外務省欧亜局長 大和田 渉君
外務省条約局長 松永 信雄君

委員外の出席者

- 警察庁交通局参事官 寺尾 繁君
防衛施設庁施設部首席連絡調整官 奈良 義説君
外務省アジア局外務参事官 中江 要介君
厚生省医務局指導助成課長 木戸 脩君
通商産業省産業政策局沖繩国際海洋博覧会管理官 増山 孝明君
特別委員会調査室長 綿貫 敏行君

委員の異動
二月十九日
辞任 瀨長亀次郎君 補欠選任 諫山 博君
同日 辞任 補欠選任 瀨長亀次郎君

本日の会議に付した案件
沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)
沖繩及び北方問題に関する件

○小濱委員長 これより会議を開きます。
沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。
質疑の申し出がありますので、これを許します。國場幸昌君。

○國場委員 私は、沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案及びその他に関連する諸問題に対して質問をいたしたいと思います。

まず最初に、下水道は国民生活環境の改善をはかる基本的な施設であり、いまやミニマムスタンダードであるとの認識が確立されておるのも御承知のとおりでございます。この整備は、緊急かつ計画的な執行がますます要請されているのであります。しかしながら二十七年間の長期にわたり本土から分離された沖繩は、産業、教育、文化等の各方面にわたって他府県との大きな格差が生じているが、その中において、下水道事業は、復帰前はアメリカ民政府の補助が九一%であったにもかかわらず、復帰後は国庫補助四〇%であるため、事業量が増加したにもかかわらず、起債の元利償還金の累積、物価上昇により、建築費、維持管理

等の高騰は下水道財政の悪化にますます拍車をかけて、関係市町村はその財源の確保に苦慮しておるのが現状の姿であります。復帰前の米民政府による補助九一%に比べ、現行の財源比率である国庫補助四〇%、起債四〇%、一般財源二〇%では、下水道の能率的な建設、運営に支障を来しているもので、国庫補助率を引き上げてもらいたいとの強い要望が関係市町村からありますのは、御案内のとおりでございます。幸い、政府はこのたび本委員会に沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案を提出し、国庫補助率の引き上げをはかっているのは、まことに當を得たことだと思ふわけでございます。

そこで、これに関連してお伺いしたいのであります。昭和四十六年度を初年度とする第三次下水道整備計画の中で、沖繩の予算はどれくらいに見積もられておるかということをお伺いしたいのであります。

○通美政府委員 百三十四億ということになっております。

○國場委員 沖繩振興開発特別措置法によりまして、第一条の目的「この法律は、沖繩の復興に伴い、沖繩の特殊事情にかんがみ、総合的な沖繩振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した沖繩の振興開発を図り、もって住民の生活及び職業の安定並びに福祉の向上に資することを目的とする。」こういうことであります。今度の法律案を改正するにあたり、本土のほうの法律が改正されたから、これにちなむところの特別措置法も改正するのだ。そのときに一番問題になるのがこの補助率でございます。この補助率に対して本土の法律案を改正すると、それにちなむところの現在までの三分の二が今度四分の三になるわけなんです。本土の法律改正は今度幾らに改正され

るわけでございますか、アップですね。現在まで二分の一であったらこれを四分の三にするとか、そうしますと、沖繩の四分の三と本土のアップする分の四分の三と同一になる。特別措置の目的は達せない、こういうことになるわけですが、いかがでございますか。いわゆる格差是正のためのこの法律案に対して沖繩との格差をどれだけつけておるものであるか、それをお伺いしたいわけであります。

○西銘政府委員 お答えいたします。
國場先生が御指摘になりましたとおり、復帰特別措置によりまして本土との格差を早急に是正したいということで、行財政各方面において特別な措置がとられ、補助率等についても本土以上の補助率が適用されておるのは、御案内のとおりであります。

下水道事業の件につきましても、四十九年度予算の政府原案におきましては、補助率の引き上げをはかるということで現在御審議をいただいているところであります。そういたしますと、この補助率の引き上げに伴いまして、全般的に申し上げまして前年度と比較いたしまして負担の軽減が、約三分の一程度の軽減がなされることにも相なるわけであります。

さらに、この事業につきましても、当然市町村の起債等も考えられますので、問題は起債の充当率でございますが、これにつきましても、これを二つに分けて公共下水道につきましても、従前の三分の二を四分の三に引き上げております。また流域下水道につきましても、六〇%を四分の三の充当率に引き上げまして、起債の面でも相当な考慮が払われておるのであります。

なお沖繩につきましても、補助対象率でございますが、本土におきましては公共下水道が五七%、流域下水道が九〇%になっておるのに対して、一〇%と相なっております。実質的には

負担の軽減をはかりたいという趣旨でござい
ます。

○國境委員 一般下水道に対しては、それじゃ本土との格差は、いわゆる補助率に対しての格差は特別措置を講じていないというようなわけでございますか。いかがですか。

○渥美政府委員 御承知のように、沖繩に對します補助率の特例、これは全国で最高のもの、現時点におきまして横並びで最高であり、かつ歴史的に旧奄美とか小笠原とかあるいは北海道とか、そういうすべての補助制度の中で最高のものを拾っている、こういうことになっているわけでございます。したがいまして、この下水につきましても最高の補助率を適用するように措置いたすという考え方をとっているわけでございます。

なお、その場合におきまして、先づと政務次官からも御答弁ございましたように、実質的には補助の対象率、これは本土はあるいは五七％とかカ〇％とかというところでカットされているわけですが、沖繩につきましては、そのすべてをやつてお見ます。こういう仕組みになつてやつております。沖繩は依然として本土よりも高い補助の実際がある、かように私も考えております。

○國場委員 いま私が聞いておるのは、予算の範圍内ということかもしれませんが、いずれにしても、本土の一般の下水道に対しての物価高騰によるコストアップという点から見しても、市町村負担が大きいので、今度は四分の三までは予算の範圍内において本土一般のほうも引き上げる。こういうように、本土一般の下水道工事が四分の三になるので、よって沖繩もいままでの三分の二を四分の三に引き上げるのだ。こういうふうな、この法案の改正の目的に大体なっておりますね、提案理由というのが。私が言いますのは、本土と沖繩とは格差があるので、特別措置法の振興開発計画に対して特別な格差是正のために措置を講ずるという目的からしますと、本土が四分の三になって、それに対して沖繩も四分の三といえ、何ら格差は正のための配慮がなされてい

い、このようなことになるわけなんです。だから、この法律の改正によつて、いままでの、本土は二分の一で沖縄は三分の二であつた、そうしますと、それにスライドしまして、一つのまくらにすることなくして、やはりそれだけの、本土が四分の三であつたとした場合には、九一%をせめてまた全額なり九一%ぐらいに——復婦前の、米軍施設下にあつたときの、同率ぐらいに持つていったらどうかというようなことは配慮されていないのであるかどうか、これをお聞きしているわけなんです。

○岡田政府委員 お答え申し上げますが、ただいま振興局長から話がありましたように、復帰の時点で沖縄のために特別な法律の助成をするということを含めました考え方のもとには、およそ地域開発のいろいろの立法がございますが、その中の最高のものを沖縄のために適用したわけでありま

それはなるほど先生のおっしゃいますように、現地には琉球政府なりの高いものもございましたけれども、逆に市町村の都市下水路等につきましては一割というふうなことでもございましたし、それによるというよりも全国的な地域開発の立法の最高のものを適用する、しかし同時に日本政府が当時援助をいたしておりました当時の琉球政府に対する援助率のほうがもし高かったならばその高いものをとる、こういう考え方に立ったわけで

ございまして、その場合に流域下水道につきましては、日本政府は、本土は二分の一でございまして、日本列島でも、琉球政府に対して三分の二の助成をしております。それをとりまして、本土の最高、さらに援助率のあるものが高まっておればそれをとるというのが現行の率になっております。

なお、先生の御質問のことに関連してでございますが、振興法におきましては、他の法令の規定にかかわらずその法律の助成をするということとで、いろいろな法律に率がございしても、それらを遮断して沖繩を高くした。逆に申しますと、上にいろいろな事情から本土のほうが高くなつて

しまふ可能性がある。そこで、今回下水道につきまして放置しておきますという、困のほうが三分の二ないし四分の三、流域下水道だけとりまそうというふうになくなつてしまひます。したがいまして、遮断しておつては沖繩のためにならないというふうに考えまして、この際その部分についてだけは削除することにより、本土の法律を適用される。

なお、いま一つ同じようなことが、沖繩の振興法ができました後に成田空港、いわゆる新空港に對する助成率、それから琵琶湖の助成といったようなことが出まして、沖繩のいわばまねをしたといへばことばが悪いかもしれませんが、同じような措置をしておったのでございますが、今回琵琶湖、新空港も沖繩と同じような措置をとるといふことになったのでありまして、あくまでも公平にいたしておりますし、これによってやっていくという考え方をとったわけでございます。

○國場委員　これはいつまでも沖繩が他の県に立ちおかれておるからというように、県自身そのものも努力するというようなことで、できないことに対しては政府のお力によって特別措置法の趣旨を生かし、活用しましてというようにございしますが、政府の見方がいまおっしゃる懸念開発というようなこともあるということでございますから、それはまずしておきまして、たとえばいまここに資料が出ておりますが、那覇

市とか名護市とか本部とか、ことに名護とか本部とかそういうようなところは、那覇市も一緒にございますが、海洋博を控えてこの下水道の整備と、こういうのはタイムリミットがあるわけでございいます。これから見ますと、たとえば名護市なら、事業が四十八年から五十三年までの五カ年間十六億というような今度の計画になっております。そうすると、これによって地元負担というのが約四分の一でございしますので、四億円というのを負担せなければいかないわけなんです。だから地元負担で四億円というのは、名護市にしましてもあるいは本部にしましても、こういうような比率の負

担ではとてもとても実現は不可能だと思つうわけなんです。公共下水道の事業現況の一覽表というのが出されてきておりますが、それがいまの補助率をこの法律を改正しましてやっても、十六億の事業に対して約四億を負担しなければいけないというわけなんです。復帰前においては、こういうような大きな事業というのはほとんどが八〇％もしくは一〇〇％、ことに下水道に対しては九一％というような高率なる補助をやっておったわけなんです。それに対して、はたして町村財政はこの一、二年、ことに至つてもあまりの物価高騰によつての地元負担の累積された赤字というのが、それをいかに支払うかというのでききゅうきゅうしておるような現状なんです。そうしますと、補助率はさておいて、これだけの事業を今度振興開発に従つてやった場合に、この四億という地元負担の自己財源、これをどういうぐあいに捻出するかということに対して、やはり地元市町村においてはいま心配されておるわけなんです。それに対して、開発庁としましてこういうような手当てに對してはどうするのだ。これは下水道のみならず、公共事業に對してすべてが、こういうようなあまりにも異常なる物価高騰によるところの負担率が、政府の補助率からしてもほとんど五分五分ですね。フィフティー・フィフティーぐらいの負担をなしておるというのが現状の姿なんです。

この補助率を上げると地元負担もそれだけ重なるわけですよ。というのは、物価高騰の現時点において、いわゆる物価スライドによつての政府の単価のアップですから、そうするとこの単価のの、四分の一なら負担が二〇％ですか、その分に対しては、それだけの負担がかかってくるわけなんです。問題になるのは、地元の市町村の財政の乏しいところ、それをどういうぐあいにして、これは自治省の關係でもあります、しかし振興開発計画を実現させるためには、やはり開発庁のほうでもその点に対しては十分に配慮をしなければいけ

ない、こういうことを考えるわけですが、その点に対してはいかがな計画をお持ちですか。

○選美政府委員 まず、いろいろな工事費関係あるいは建設費関係が高騰いたしまして、これに對しては建設費標準費と申しますが、これに對しては予算の建築標準費と申しますが、これを従来予算と称するものでございまして、これを従来のままにしておきますと、どうしても地方に超過負担が出てきてしまう。したがって、そういう予算単価につきまして、四十九年度におきましては極力その引き上げをはかったところでございまして、住宅、学校あるいは医療関係の施設、それぞれ五〇%あるいはそれを上回るような予算単価の改正をいたしました。

また、いわゆる土木関係の工事につきましては、そういったような実勢をよく見て、そして適正な発注単価にする、こういうことでまず地方の超過負担が起らないように、そういう努力をしたわけでございます。

それから第二に、そういう適正単価によりまして予算を積算し、あるいは執行してまいります。その場合になるべく地方に負担がかからないように、特に沖縄県の場合に、復員に伴いまして急激にその格差解消をはかるところから、どうしても多額の事業をやらなければいけない。そのために、先ほど来御議論のございましたように、国庫の補助率というものを他に類例のないように引き上げました。ざっと申し上げますと、公共事業関係一般の例でまいりますと、大体事業費の半分ぐらいが地方負担になるわけでございますが、沖縄県の場合はその特例補助率によりまして、地方負担は一〇%程度というふうに私も考えております。

なおかつ、いろいろその地元の財政力という点からこれが十分消化し切れるか、こういうことでございますが、その第一点といたしましては、特にいま御指摘のございました下水道、これにつきましては地方債で今度は引き上げまして四分の三が充当率になる。先ほどの例でかりに四億円の地方負担が必要であるとすれば、その三億は地

方債でさしあたりカバーできるわけでございます。残りの一億につきましては、これは地方交付税というものがございまして、自己財源、税収の少ないところにつきましては、地方交付税がたくさん行きます。その財源の不足をカバーしていき、こういうふうなたてまえになっております。

さらにその交付税の中に特例交付税というものもございまして、これは特殊な事業につきまして特に配慮するという制度でございまして、その地方債の充当あるいはそういったような交付税の交付というのにあたります。沖縄県の実情というものをも十分配慮して措置していただきたいと思います。また、現実にそういう操作がされていると思ひます。

なお、特に本部の下水道の場合ですが、海洋博の関連ということもございまして、何ぶん脆弱な地方財政で相当大きな仕事をしなければならぬというふうなところから、いろいろ通産省方面等のお肝いりもございまして、例の競輪とか競艇とかいふものを臨時に開催しまして、その財源の補てんに充てるといふような配慮もしているところでございます。

○國場委員 よくわかりました。それじゃこういうことに理解してよろしゅうございませうか。地元負担の四分の三は開港金融公庫をして融資する、それからその負担分に対しての四分の一は市町村そのものがやはり負担というのですか、自分で工面していく、こういうふうなことに解してよろしゅうございませう。

○選美政府委員 地方債でございまして、公庫ではございませんで、いわゆるその起債というところで、運用部とかあるいはその他の民間銀行からの借金、こういうことなるわけでございます。

○國場委員 それは地方債でございまして、というふうなおことばですが、しかし銀行には金が枯渇してそういうような金がない。沖縄の市中銀行は、いまでも公共融資に対しては開港金融公庫に肩がわりしようというふうなようなさなかにおいて、そんな簡単な、それじゃとても実現に

は結びつきませんよ。

○選美政府委員 一般に地方債の場合そういう財源があるということをお願いしたもので、沖縄の場合は運用部あるいは担保資金ですか、そういったいわゆる政府資金で引き受けているのが実態だそうでございます。

○國場委員 そうでなくてはいいかと思うのです。これはあなた、沖縄の市中銀行にそれをお願いしたら、いま市中銀行は中小企業の回転資金で枯渇して、倒産、倒産でたいへんなことになっております。そこはぜひひとつ、いま一番沖縄で悩んでいるのが資金の枯渇、本土におきましては隠し財源もたくさんあるかもしれませんが、いまおっしゃったような脆弱なる、銀行にしてみればりなんです。預貸率が八九%も九〇%もいっているようなことで、だから何とか市中銀行に對してのてこ入れとして、やはり中小企業を生かすために、これとて、五〇%以上にわたる長期設備投資に對しては、ひとつ開港金融公庫で全額でなくともいいですから、その半分でもいいし四〇%でもいいですから、堅実なる、いわゆる還元に対して心配のないようなこういうものを對しては肩がわりしていただきたい、こういうことをお願いしておるわけですが、その実現はほど遠いものがある。これは問題がある、いつでもそのような返事で、前後二、三回にわたって交渉したにもかかわらず実現には至っておらないということに對しては遺憾でございますが、振興局長は沖縄の事情を一番よく御存じでありますので、何とかその線に對して政府のお考えを再考するということなどは、この場において返事はいただけませんか。これはやはり大蔵省との関係もあるでしょうが、振興局長としての御所見を賜わりたいと思ひます。

○選美政府委員 実は公庫の関係は総務局長のほうの所管でございまして……。

○國場委員 では総務局長ひとつ。

○岡田政府委員 私ども沖縄のために全力を尽くしていることは人後に落ちないつもりでございますが、

すが、ただできることとどうしてもできないこととがございます。しかしながら企業なり何なりに対する融資、これは開港金融公庫がいたしております。したがって大蔵省との折衝におきまして、できるだけ低利なものをできるだけ豊富に融資するというところに最大の努力をいたしております。いまおっしゃいますことにつきましては、そういう低利、長期の豊富な融資ということによってたえてまいりたい、こういうふうな考えをしておりますので、御了承いただきたいと思ひます。

○國場委員 自信のある確答を得られないということとはまことに残念ではあります。この問題はやはり大蔵省の管轄だということもございします。しかし担当局長としましては、沖縄振興を促進させる意味においても御協力をお願いしたいと思ひます。

次に那覇市のやはり沖縄の表玄関であります県庁に通ずるところに御成橋という橋がございまして、そこには久茂地川がございします。その久茂地川はどろでくさい、鼻をつまむというふうなことで、海洋博を迎えるというところで、あれはふたをするとかあるいはモノレールを走らすとかいろいろ言うておられますが、あのまま放置するというわけにもいかないので、開発庁としまして、あの久茂地川の整備はいかような考え方をもちてあります。また那覇市あるいは県の方からこれに對しての具体的な計画はないのであります。

○選美政府委員 現在那覇市のあいつたような状況がよろしくないという事情は私どもも十分承知いたしております。それで曼湖につきまして現在改修をやっているわけでございます。久茂地川につきましても若干のしゅんせつ等現在着手はいたしております。いわゆる環境整備というものの一環としてそういったような事業を取り進めるといふことになっております。

○國場委員 何とかその点も、あのふくそうする

考えております。したがひまして、四十九年度予算におきましても、総需要抑制制というようなことで非常にきびしい環境にあつたわけでございますけれども、先生御承知のように、沖繩だけは特別であるということで若干——若干と申しますか、二〇％近くの予算の伸びというものも確保されました。一、二例を申し上げますと、たとえば公立文教施設であります、これにつきましては沖繩県につきまして前年比が一四四・三％、これは全国と同種の経費のシェアが三・八％でございます。ただ人口とそのまゝ比べるのが適当かどうかは存じませんが、一％足らずの人口比でございますから、やはり沖繩にウエートのかつた

予算配分にしてもなっている。また公的医療機関、病院等の整備でございますが、これにつきましては四十九年度で全国の二三・一％、公共事業につきましては二・四％というように、その予算面におきましてそういうような格差は正にとめていまいかという点は御了承いただきたいわけでございます。

ただ、現実の問題といたしまして、なかなか執行が思うようにいかない、予算はついたけれどもど

も、おとしの予算のついた病院がまだ建っていないというような現状もあるわけでございまして、その辺はそれなりのいろいろな事情があるわけでございますけれども、半年、一年でにわかにはすべてのものが順調に動き出すということとはなかなかむずかしいことであろうか。執行率等も徐々に上がつてきているわけでございますし、また道路とか港湾とかそういう基幹的なものが整備されますれば、諸条件もぐっと改善してくることになるであろうということで、今後ともそういう方向に向かって努力を続けてまいりたい、かように存

○**國場委員** いま申し上げますとおり、これは私もここで立つておつていろいろ政府の見解をお伺いしておるわけですが、なかなかむずかしい問題であるということ、困難であるということもよく理解しております。ところが、といつて法律もで

きておるし、やはり名実ともに豊かなる県づくりというような、復帰のあの沖縄県民の期待、これはまことにわれわれも代表としてその責任を痛感するわけでありまして、ひとつあらゆる英知を結集し、協力を得まして、ぜひ段階的に沖縄だけは特別にという特別措置法の趣旨ののっとって、今後実現に結ぶべく努力していただきたいことを希望するわけでございます。

それから、次は離島苦の解消に対して伺いたいと思います。

御案内のとおり、いわゆる宮古群島、八重山群島、沖縄本島と、こう三つの群れをなしておるというのが沖縄の琉球列島の配置図でございます。

そこで、沖縄本島には復帰前においては離島振興法というのがございましたので、これはよく御案内のとおりでございますが、離島の離島苦というような——こういう四十五の有人島がございまして、毎年毎年過疎化し、それによって島が無人島になるというふうなこともおそれもあるわけなんです。

すが、あらゆる公共設備に對ししまして、本土から沖縄本島までの輸送費と宮古、八重山の輸送費、それからまた、宮古、八重山へ行きましては宮古本島、八重山本島、また積みかえの各離島へのやはり航路がございまして、そうしますと、予算から見ました場合には、沖縄全琉をワンパッケージ、これはアメリカの制度のときには、たとえば必需品でありまして石油とかこういう問題は、プール制になっておったわけなんです。

それにその離島航路補助、ないような予算の中からでもそのようなことに航路改善、離島苦の解消に對しましては一島一港、漁港もしかり、それから一周船は、復帰の計画としまして各島とも一周船は島の主幹道路としましてやっておりますというふうなことであります。

が、しかし、さきのいろいろな論争の中でも申し上げましたとおり、遅々としてそれは進まない。だから、これは沖縄本島、宮古、八重山それからまわるところの各離島、こういうようなことに、大体予算のコストの立て方において、何かこれをいまいやうな三本立てで

できることではないかということを思うわけですが、やはり振興開発法に従うところの沖縄本島であるが宮古、八重山であらうがみんな一緒だというふうな予算の立て方はちょっとどうかと思うのですがね。たとえば学校工事であります、いま大体八万円くらいから七万円くらいかかる、離島においては八万五千円から九万円もかかるというふうなことであります。

が、その輸送とかあるのはコストアップになるような事実に対して、この色分けをするというふうな方法はできないものであるか。離島になるとますます市町村財政というものはものすごい脆弱で、せっかく割り当てられても物価が昨年から上がりまして精一ぱいで、いままでたとえ未消化があるといえども幾らかの仕事は、やってきておるわけですが、その離島が、幾らか市町村事業であるが、もうこれ以上の負担はとうてい、融資先もないし地元還元するような財源もないし、これじゃとてもやっていけない、こういうふうなことを言っております。

すが、その点に對しましてはやはり沖縄全琉にまたがって一括したところの考え方を持っておられるかどうか、その点伺いたいわけですが、

○西銘政府委員 ただいまの御質問は沖縄における離島振興策の一環に於いての質問でございます。御案内のとおり、沖縄県は県全体として日本の離島であるとして申し上げても言い過ぎではないと思っております。

が、沖縄全琉を離島として取り扱うということとは、現在の法制上非常にむずかしいことではございまして、また沖縄県が四十余りの離島をかかえておられます。

が、離島振興は重点的に配慮していかねばならぬ問題でございます。離島振興の基本は何と申し上げても道路、港湾、空港、その他の産業基盤を整備することが目下の急務でございます。

が、年次計画でもってこれらの計画が推し進められていく段階でございます。先ほどの御説明にもありましたとおり、沖縄の離島性、また海洋博を控えての資金、物価等の高騰

等を考慮いたしまして、予算単価は本土より以上に引き上げられておるわけでございます。ただ御指摘になりました宮古、八重山の両先島からいたしますならば、本土との格差を是正する前に、本土と本島の格差を是正してくれというのがたつての要望でございます。

が、さらに本島と両先島間あるいはその他の離島間の予算単価を特別に配慮してくれという御要望でございますが、残念ながら現在の法制上これができないのでございます。

が、たゞし予算の執行の段階において、市町村の配慮が十分あれば、そういった面も考慮して幾らかの負担の軽減をはかることが十分できるのではないかと考えております。

も、もちろんその点につきましては、国、県、市町村一体となつてその面で十分配慮をしていかなければなりません。

が、確かに両先島は運賃が相当かきみましますので、特に運賃に對する配慮をもう一段と考慮していかねばならない。この問題につきましては今後とも引き続き検討いたしまして離島振興の一助にしたい、かように考えております。

○國場委員 政務次官も離島苦、沖縄出身でございますので、私が言うまでもなくこの離島問題に對しては関心をもち、今後どんなにかしてというふうなことをお考えもいまの答弁の中からもよく理解されるわけでございまして、しかしこれは何とかやっていかなければいけないということ、沖縄県内においての予算の構成からしますと、三割自治といわれるのが普通いわれておる地方財源であります。

が、沖縄では一割自治もないという。ことに至つても予算割当てが来まして、いふん予算編成のときには苦勞され、きのうから県会も始まつておるわけなんです。

が、一割自治の中からは県財政で何とかそれはやりくりしてやたら、こういうふうなことはとうていこれは政務次官御案内のとおりその振りがよくない。

あるものでは振れるが、いそで振れないというふうな沖縄県の財政の中で、どんなにかしてこれはやはりこの離島苦を解消するためのこういう地方財源に對し

て配慮していただきたいことを希望して、私はその離島問題に對しては質問を打ち切ります。

それから次ですが、沖縄の医療関係についてちょっと伺いたいと思います。

沖縄の医療の現状は、二十七年にわたる軍事優先の政治、経済その他地理的事情もあって全般的に立ちおくれており、特に医療機関においては本土水準に比べて一般病院が二五〇、伝染病床が二〇〇、その上多くの離島、僻地を有しているため、医療施設の整備、医師、看護婦等医療従事者の確保、救急医療対策の強化等は、国、県、各市町村がそれぞれの立場から対策を講じねばならないが、しかし、いまのところ一番大きな悩みとするものは沖縄の医療整備でございます。

が、沖縄の医療整備に對しては、二・五分の一もしくは三分の一、こういうことで、離島が多いがゆえに緊急な措置を講ずるという無医村、こういうことにはいま自衛隊の動員を得まして救急患者なんかはようやく命を取りとめておるというのが現状なんです。

が、だからそういうふうなあらゆる医療問題に對しては各分野にわたつて立ちあがらなくては、復帰して二九年、全然それが格差は正のほうには向いていないというふうなことを感ずるわけです。

が、ことに海洋博を迎えてくるのに對してまた一日に約三万平均の人が沖縄に入り込んでくるというふうなことになります。

が、これに對しては、これは日本全国のメンツにもかかわることなんです。

が、これをいかに策定せんとするものであるか、また実施せんとするものであるか、これに對しての御答弁を得たいのであります。

○渥美政府委員 医療の問題につきましては医療要員の確保の問題と施設の問題とに分かれます。

が、医師の確保につきましては、御承知のように現在応急の措置といたしまして従来から派遣

して配慮していただきたいことを希望して、私はその離島問題に對しては質問を打ち切ります。

それから次ですが、沖縄の医療関係についてちょっと伺いたいと思います。

医師制度というものを実施しておりますが、基本的にはやはり琉大の医学部、これの設置を促進いたします。従来実施してきております国費留學制度、こういうものと相まって医療要員を充実していくということが必要であらうかと思ひます。

施設の整備につきましては、これまで従来からずっと県と関係省と御相談してきています。でございますが、県立病院、僻地の診療所、保健所あるいは伝染病の隔離病舎、こういったようなものの整備を進めていく必要があるし、また援助金時代あるいは四十七年度予算以降におきましてそのような予算措置を講じてきたところでございますが、四十九年度におきまして引き続きそのような公的医療機関等の施設の整備及びその中身のいろいろな医療機械等の整備でございますが、そういうものを充実していく。そのほか、現在でございますが国立療養所、これを移転して拡充していく。また琉大付属病院の機能がもっと活用されるようにいろいろ措置をしていく、こういうようなことを四十九年度予算で考えてございます。これらでございますと相当医療の整備前進、こういうことになるかと思ひます。

特に沖縄県におきましては、他県に比べまして救急医療体制といったようなものの不備が痛感されますので、四十九年度予算におきましては特にこの点に重点を置きまして、那覇に広域救急センターをつくる、また名護に地区の救急センターをつくるというような予算措置を講じます。また琉大の付属病院におきまして、救急部を新たに設置、拡充する、こういうふうなことも予定されております。救急面におきましてもかなりの改善がなされるのではないかと、いふうに期待しております。

○國場委員 いま一番緊急を要するのは、いまおっしゃったように医療技術者並びに看護婦、これの補充の問題です。復帰前において契約学生というの、お医者さんは特別に沖縄のほうは育英資金を優先的に割り当てをもらって、医療技術者を養成する計画を立ててやっていたわけなんです、

それが目的にはほど遠くしまして、卒業の後になかなか沖縄に帰ってこないのですよ。帰ってこないという要因といましようか、どうしてそれでは帰ってこないかといましようと、学校教育期間中においての技術体得に対しては十分でないというわけなんです。じゃ沖縄に帰っていったらということになると、沖縄には研究機関がないというわけなんです。だからそういう方面それからその他の設備、こういう方面からしてなかなか帰っていかないということでございます。またさつき振興局長がおっしゃったような、琉大のほうに医学部を設置するとか、お医者さんを一人育成するため、初歩からしますと約十二年かかるというところを聞いておりますが、七十年にして、いま制度がちょっと変わってきてもっと早くならなかつたかもしませんが、インターンまですると正味七十年間、それから一人前のお医者さんとしてとうとう人命を扱うわけですから、そうするにはあまた研究の過程を経まして開業ということになる、一人前になる、こういうようなことでありますので、人口の自然増加比率に対してお医者さんの——これは本土でもそういう統計になっておりますが、絶対に足りないです。そうしますと、沖縄の医介輔とかこういう人も年をとっていつて次第次第に廃業者も出ていくというところになるとますます——これは保険制度になつたら患者が三倍にふえておるといふこともいわれております。そういうことを何とか、これは計画倒れで、こういうような御答弁もずいぶんありますが、いかにいふまでも、しかしこれが実現に結ばねば何にもならないという空念仏でございます。その点に対しても何とかいふような、実現に結ぶような方法はありますまいか。どんなにしても、これは韓国なり台湾なりあるいは本土から技術者を導入しなければいけないというところになっておりますが、そのほうに対しては計画だけじゃなくして、実現するため

の実際の行動をやはりしなければいけないと思ふのですが、今年度予算のほうにはそういう面に対して、医療を充実するための予算がどれほど組

まれているかどうか。設備に対しても、いまさつき局長はいろいろ配慮してやっておるが、コスト問題とかそういうもので、実現に対しては執行率が悪い、こういうこともおっしゃったのですが、まずもって看護婦とか、ことに緊急病院なんかはもうたいへんなことになっておるでしようね。医者が少ないのに当直をしらうといわれまして、沖縄では本土の三分の一ですから、本土なら十日に一回すればいいのに、沖縄においてはやはりその三分の一に日にちが短縮される。たとえば十日間一回回ってくるものであれば三日に一回ずつ夜の勤務をしなければいけない、こういうようなことでございます。看護婦にしても、こういうような急病院についてはそういうようなつとめ手が全然おらないというのが現状なんです。そこで何とかして、何とかこういう人たちに對しては特別な予算を配慮してやらなければいけない。公設病院も沖縄においては少ないし、いかがですが、そういう面に対して今度の予算は十分に配慮しておるといふようなことでございますか、お伺いしたいと思います。

○西銘政府委員 御指摘のとおり医療体制につきましても、全く本土の三分の一の体制と申し上げましても言い過ぎではございません。問題は先ほど振興局長からお話がありましたとおり、施設の整備強化の問題と、医師、看護婦等の医療陣の充実、この二つの面において今後施策を進めていかねばならぬのでございますが、施設の面につきましましては現在予算をもって宮古病院あるいは名護病院、公立病院の整備強化ははかられておりますし、医療機械器具等につきましても予算が計上されて内容の充実に当たっているわけでありまして、救急センターにつきましましては、那覇におきまして全地域を対象とする広域救急センター、また海洋博と関連させるといふ意味におきまして、名護におきまして地域的な救急センターをつくることになっておりまして、予算も計上されておるので

あります。その中でも施設の面につきましては、年次計画で施設内容を充実していくことができてるのでございますが、一番問題になりますのは、医師、看護婦等の問題でございます。その点につきましては、琉大に医学部も設置されるのでありますし、先生が御指摘になった、せっかく国費をいただいた本土その他米國等に留學いたしましても、なかなか帰ってこないということでございますが、それにいたしまして、七割程度は現在帰っておりますのであります。したがって、医療留學生、給費留學生を、帰って郷土の医療体制に当てるためにも、琉球大学の設置を急ぎ、その他の公立病院等における研究機関等も充実整備いたしまして、帰ってきて十分研究できる体制をつくって、医師を確保する、また看護婦等を確保するということが目下の急務ではないかと思ひます。

ただ、それはいいとして、離島、四十五ですか、数字ははっきり覚えておりませんが、そういう人の住んでおる島をたくさんかえておりました、復帰当初においてフライング・ドクター・システムというものをつくって、巡回診療制度をつくつたのでございますが、これが十分に活用されていないということで、最後に残るのは離島僻地における医療体制をどう整備していくかということが残るのではないかと、思ひます。

○國場委員 医療問題はずいぶんむずかしい問題でもあるし、またことに早急にやらなければいけない問題ですが、一般の医療とまた違いまして、沖縄には南嶺園と愛楽園と、二つありますね、ハルセン氏病に対して。あの患者は、あの不遇な身をもってここまで切実な陳情に何回か来ております。そこで、彼らの要求するのは、やはり社会からああいふような冷たい目で見られて、日の目を見ない、こういう立場にある人たち。ことに沖縄においてはこれは後進病ともいわれられておりますが、残念ながらこれが本土と沖縄、沖縄とまた離島ですね、こういうような冷たい目で見られて

の増加率といましようか、異常なる患者がおつて、毎日暗い日を送っております。この人たちが要求しておることは、医者をふやせ、それから看護婦をふやせ、職員も少ないんだ、設備はどうかというようなことでずいぶん不満もあるし、また涙を流して嘆願しておるようなわけでございますが、復帰して、目ぼしいような、このハンセン氏患者に対しての療養のなにかまだ行き届いていない、こういうようなことでございます。

これは厚生省関係と思いますが、厚生省来ておられますか。――沖繩に対しての特別措置法というのがありますし、この問題に対してどういうような計画をお持ちであり、要望する陳情書も届いておりますが、毎年要望書を出しておりますが、その要望にこたえての、この療養所に対して今後の施策をどういふぐあいにやっていくか、これをお聞かせしていただませんか。

○木戸説明員 沖繩におきますらい療養所の整備に關しましては、復帰以来すでに症状が固定しまして身体障害が残りました方々に対しまして不自由者等の整備、あるいは患者の浴場の更新あるいは愛楽園のほうの看護婦養成所の整備等を行なってきたわけでございます。基本的な方針といたしましては、一日も早く国内の、本土におきまして療養所と同じような整備をし、要員を確保する、これが基本でございます。

現在、沖繩におきましておられておりますのは、先ほど申し上げました不自由者等の整備が、おられておるわけでございます。それから定員につきましては、特に目の不自由な方々等に対しまして添い補導員と申しますか、こういう方々の定員が本土に比べればおられておるわけでございます。

これらに対しましては、本年度、四十九年度におきまして本土のらい療養所を上回ります予算措置、ワケを計上しているわけでございますが、まだ四十九年度で全部この格差を解消するというわけにはまいらないわけでございますが、この整備なり定員の補強をビッチを上げまして二、三年のうちに必ず本土並みにいたしたいというふう

に考えておる次第でございます。

○國場委員 このデータによります数字から申し上げますと、本土に、大島青松園というのがありますが、同じような療養所があるようですね。その入所患者五百四十名。一般職員、これが、私あまり詳しくないのですが、行(付)、行(付)と書いてあるのですが、この大島青松園というところで一般職員が二十五名に對して、沖繩は六百五十九名に對して二十五名、数の比例からしますと三十三名になるわけですね。それから行(付)に書いてあるのですが、これが百一名に對して、現在四十七名しかございません。そうすると、これは本土におけるところの大島青松園というものの比例からしますと百十五名、これだけが必要だということになります。

それからお医者さん、医療技術ですね。お医者さん、五百四十名に對して八名おつて、沖繩の六百五十九名に對しては三名しかおらない。八名に増員しなければいけない。それから医(付)の、同じくお医者さんで、これは専門でしようか、七名ずつである。しかし収容人員の患者からしますと十一名が必要である。それからお医者さんの(付)というふうなことになりますと、これが四十名に對して四十五名。ほんとうは五十二名必要である。こういうようなことで、あらゆる面においてこれが少ない。

施設に対しましては、雨が漏って、亀裂が入って、それから、重病患者も軽病患者あるいはまた出る前になつておる者も雑居しておるといふようなこともあるというふうなことで、これじゃたいへんだ。

それに、これは後進病ともいわれておりまして、沖繩がずいぶんそれに対して数が多いということにはまことに残念なことではあります。しかし、この患者にかかつておる人たちの立場を考えますと、この患者の人たちは日本に復帰すると国立になつて、われわれも、いままでの耐え忍びもある程度よくなるであろうというふうなことで、これを期待しておつたが、しかし一向にこれが改善されない、こういうふうなことではるばる――あれはやはり伝染病でございましょうから、汽車に乗り、船に乗り、飛行機に乗りまして、衛生上も悪いかもしれませぬけれども、毎年毎年ここに上京してくるわけなんですよ。だからこういう立場からしますと、やはり徹底的な――これが全部収容されていらないということも聞いておりますが、こういうものに対しては一日も早くこの患者の撲滅を期するような施策を講じていただきたいい、こういうことを考えるわけでございます。

いまの必要なる人員に對しての増員を今度どういふぐあいにされておるか。これまでは教えていただませんか。

○木戸説明員 四十九年度におきます定員の増加の内容は、先ほど申し上げました患者付き添いの指導員が十一名。先ほど先生御指摘のように本土のらいの療養所と比べて一番定員が少なく劣っておりますのは、この患者付き添いの指導員、行政職(付)に該当します職種でございますが、これにつきましては十一名の増をはかっております。それからあと一名、宮古の南嶺園につきまして、医師の定員の増加をはかっておるわけでございます。しかしながら、御指摘のように本土に比べますとまだ格差がございまして、できるだけ早くこれを是正してまいりたいというふうなことを考えている次第でございます。

それから施設につきましても、現在本土におきましてもまだ不自由者等の重症病棟の整備が完了いたしておりません。これも二年ないし三年のうちに本土も完了する予定でございますが、少なくとも本土が完了するまでは沖繩のらい療養所につきましてもきつと整備を完了したい、かように考えている次第でございます。

○國場委員 時間がございますので、もう一点だけ最後に伺いたします。海洋博の日にはもうずいぶん切迫しておるわけなんです、いまさっきも申し上げましたとおり、沖繩のみならず、会場は政府をもってこれを

なすというふうなことでございますが、関連する設備に對して、会場かいわいにおけるところの民間企業といましようか、民間設備といましようか、こういうような民間側の投資意欲というのがずいぶん欠けてきまして、意欲を失つてしまつて、これじゃ観客の動員に支障を来すというふうな現象が現在起きてきているというふうなことでございます。だから、この会場周辺におけるところの、あらゆる民間が関連企業となすべきこういうものに対して、計画しておつた人たちがほとんど引込んでしまった、こういうことになると、会場は幾らりっぱにつくつても、やはり付帯するところのこういうものができなかったら、これはたいへんだというふうなことで、あわてておるといふようなことを新聞は報じております。この要因をなすものはやはり金融引き締めとかあるいは物価高騰だとか、こういうふうなことが原因をなしておる、こういうふうなことでございまして、この改善策として担当に当たる通産省、いまの計画が狂つてきた場合、これをどういふぐあいにして計画を順調に実施させるかというふうなことを考えておられるか、これをひとつ伺いたい。

○増山説明員 海洋博覧会の周辺地帯の整備につきましては民間企業の活躍に期待していたわけでございます。関連施設と申しますのは、ホテルとかそれに伴いますサービス施設あるいは海洋博の会場に勤務いたします従業員等の宿泊施設、こういうようなものでございまして、確かにこの建設は当初の計画どおり順調には進展しているとはいえない現状でございます。この大きな原因といたしましては、昨年当初構想しておりました第三セクターによる本部開発公社、この設立がうまくいかなかったことが非常に大きな原因であつたわけでございますが、幸いにいたしまして昨年の十二月二十一日に沖繩県リゾート開発公社と申します県と地元三つの市町村が共同して設立いたしました財団法人が発足いたしましたので、今後この活動を大いに期待しているわけでござい

す。それで、この県と三市町村が設立いたしました財団法人の活躍を期待いたしまして、これに對しまして財政投融資を四十九年度にかなりの額を計上いたしております。開発公社関係で二十億円の融資を行なう計画でございます。それから、これは別でございますけれども、民間企業によりますベンション、サービス施設等の建設につきましても十億五千万円の財政融資のワケを確保いたしております。この県の公社それから民間施設に對する融資三十億五千万円、これだけの財政融資をもちまして、あと五百数日に迫りました海洋博に對処いたしまして、宿泊設備サービス施設あるいは従業員宿舎等の整備をはかりたいと考えている次第でございます。

○國場委員 終わります。

○小濱委員長 午後二時に再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

午後二時四分開議

○小濱委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

沖縄及び北方問題に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。加藤清政君。

○加藤(清政)委員 大平外務大臣の所信表明に關連いたしまして若干御質問をしたいと思います。

外務大臣の所信表明の中に、「沖縄県における米軍施設、区域の整理、統合を推進しておりますが、すでに御案内のとおり昨年一月二十三日の安保協議委員会において、那覇空港の完全返還及び那覇空港周辺地域の返還につきまして原則的合意が成立いたしましたほか、昨年六月十五日には米軍施設、区域の一部または全部返還、計八カ所につきましてそれぞれ日米間で合意を見、また、今般一月三十日の安保協議委員会においては米軍施設、区域の一部または全部返還、計三十二カ所に

つきまして合意に達した次第であります。」という大臣の所信表明がありまして、順調にこれだけ返つておるといふお話でありますけれども、この米軍施設、区域の返還について、昨年十月の沖縄及び北方問題に関する特別委員会の派遣委員の調査団の報告の中に次のように指摘しておるわけでありまして。「六月十四日の日米合同委員会において合意されたボー・ボルトン射撃場外七施設を含めて九月十五日までに一施設の一部又は全部が返還されている。しかしながら、我々派遣委員に提出された県の要請書に「われわれ」というのはその当時派遣された当委員会の調査団であります。県からの要請書に「これまでの返還が一部基地の整理縮小に伴い他の基地の拡充を図る等、基地の再編強化の形でなされております。」という要請書が委員に出されております。このように述べられておるわけですが、整理統合といふいかにも基地の縮小、これは単に面積が少なくなつたといふことではなく、機能それ自体も縮小されておるといふ意味も含んでおるわけでありまして、そういうことを思わせるような表現の裏側で、実は基地機能は着々と再編、強化されておる。つまり、極東最大の基地といわれる沖縄のこれまでの置かれてきた立場というものは全く手をつけておらない、沖縄県の要請書はこういうことをいっているんだと思ふのですが、沖縄県民の米軍施設、区域の整理統合に對する要望は政府としても十分理解し得るといふ大臣御自身の発言とあわせて、このことに関して御見解を伺いたいと思ひます。

○大平國務大臣 在日米軍の使用いたします施設、区域の整理統合の問題は、一面安保条約との関連がございます。返す相手は、整理統合する主体はアメリカ軍でございますが、安保条約はわが國の安全と極東の安全を保つために米軍が在沖米軍基地を使用することになっておるわけでございます。すなわち、米軍といはしまして米軍の機能をそこねるということについては重大な関心を持つことは当然だと思ふのでございます。したがっ

て、整理統合をはかり、自余を返還してもらひにつきまして米側と交渉して合意に達しなければならぬ以上、米側の意向についてわれわれは理解を示さなければならぬことはわれわれの立場上やむを得ないことと思ふのであります。しかし一面、われわれといたしましては、本土、沖縄を通じて基地周辺の事情がたいへん変化してまいりまして、基地をめぐる社会経済的な緊張が高まつておることを政府として等閑に付することはできないわけでございます。したがって、この整理によつて返還を求める國民の声をくみ上げてこれに對処してまいり責任が一方にあるわけでございます。したがって、安保条約上の要請と國民の要請、両者を調整して事をなし遂げなければならぬといふ立場におることにつきまして加藤委員におかれても御理解いただけると思ふのでございませう。そういうラインに沿ひまして今日までもやつてまいりましたし、今後もやつてまいらなければならぬと考へております。とりあえず沖縄につきましましては、全沖縄の面積の一〇％をこえる基地をかへておるわけでございます。返還後まだ二年足らずでございます。われわれといたしましては、この整理統合を鋭意進めてまいりまして、沖縄の産業、経済の基盤を整備されて、開発計画も順調にまいりますようにいたします。には、相当基地の整理統合をはかつてまいりる必要があると考へておるわけでございます。そういうラインに沿ひまして、去年もことしも安保協議委員会を通じて整理統合計画を推進してまいつた次第でございます。

○加藤(清政)委員 そこで、すでに合意を見ているあるいは今後の日米間の折衝によつて返還を求めていこうとしている米軍の施設、区域について、わが國政府は、将来、極東のキーストーンといはれておる沖縄の基地あるいはその役割りそのものを変えさせていこうとしておるのか、あるいは沖縄の一二％を占めておる米軍施設、区域を集中させることに眼目を置いておるかという点についてお尋ねしたいと思います。

○大平國務大臣 これは日米間で合意しなければ施設、区域の整理統合といふことは不可能なのでございまして、先ほども申しましたように、アメリカ軍のアジアにおけるプレゼンスといふことにつきましてはそれなりの目的を持ってアメリカがやられておることでございます。そのアメリカの理解と協力を得なければ基地の整理統合といふのはできないわけでございます。したがって、沖縄の基地をどうするかという問題につきましては、アメリカ自身が考へておることと思ふのでございませう。私もその詳しいことは承知いたしております。ただ、われわれが伺つておるところは、アメリカといたしましては、アメリカ軍のアジアにおけるプレゼンスをいま変えるつもりはないといふこととございませう。おそろく沖縄基地の機能といふものについて変改を加えようといふ意図はないものと思ふのであります。そういう制約下にあるから、しかも基地の整理統合を進めなければならぬといふ立場にわれわれはおります。ことは御理解をいただきたいと思ひます。

○加藤(清政)委員 次に北方領土問題に關連してお尋ねしたいと思います。

昨年十月の日ソ首脳会談の際に發表されました共同声明では「一九七四年の適当な時期に両國間で平和条約の締結交渉を継続することに合意した。」と書かれておりますけれども、政府はこの交渉をいつごろから開始したいと考へておるか。また、この平和条約の締結に際して当然北方領土問題が大きな柱になるわけですが、これについて外務大臣は、北方領土問題を解決することによつて日ソ平和条約を締結しと述べておられるわけでありまして、この問題について小坂総務長官のほうは、北方領土問題は平和条約の締結によつて処理されるべき戦後の未解決の問題であると述べておられるわけでありまして、つまり外務大臣は北方領土問題が解決されなければ平和条約の締結はないのだといふふうに言つておられるように締結されることによつて北方領土問題は処理され

るべきであると言っておられるように受け取れるわけであります。この点について外務大臣と総務長官のお考えについて何か若干意見の統一を欠くというようなきらいがわかれるわけでありまして、きょうは総務長官にお尋ねしたいと思いましたがありませんので、外務大臣からひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

○大平国務大臣 ソ連との間の平和条約の締結交渉を一九七四年中に行なうという事は去年の日ソ共同声明にうたわれてあるとおりでございまして、いっどこでそれをやるかということにつきましては、外交ルートを通じて今後相談しなければならぬこととございしますが、国会中もございしますし、私もまだソ連当局との問題について接触を持っておりません。いずれ相談しなければならぬ問題と心得ております。

第二の点、小坂さんと私の表現に食い違いがあるのではないかと御指摘でございしますが、小坂さんのお考えも私の考えも別に変わっていないと思ひます。要は、平和条約を結ぶ以上は何としても領土条項、領土の区画というのをはっきりしないといかぬわけとございまして、領土問題を解決して平和条約を結ぶという表現に私はなっておるようでございますし、小坂さんの場合は平和条約で処理すべき問題と言われておりますが、いずれにいたしましても平和条約には領土条項をちゃんとしなければならぬという意味でございしますので、表現上のあやにすぎないわけで、実体といたしましては全然私は変わりはないと心得ております。

○加藤(清政)委員 外務大臣と総務長官の所信の表明を見ますと、若干何かニュアンスが違うような感じにとられますが、領土条項を確定して平和条約を締結するという以外外務大臣のお話でありますので、それは、私が外務大臣の所信表明あるいは総務長官の所信表明を見まして、何かニュアンスの違いを持って、意見が違ふんじゃないかというふうにとられましたのでお尋ねしたわけですが、いま御答弁の中で、一九七四年のうちに日

ソ共同声明が外交ルートを通じてソ連当局との話し合いを鋭意進めていくということでありまして、国会開会中でもあるし、大臣としてもなかなか問題が山積しておると思ひますが、国民注視の的でもありますので、可及的すみやかにこの問題を粗上にあけて討議をしていただきたい。そしてルートを通じて一そう発展させていただきたい、そのように要望します。

次に、北方領土問題について政府側の対応のしかたをお尋ねしたいのでありますが、先ほど来の大臣の御答弁の中でも感じられますことは、とにかくにも、ことし中に両国首脳の間で話し合つて、この問題を一挙に決着をつけたいというような感じを受けてきたわけです。このことについてはいま大臣から答弁がありましたが、もちろん解決されればいいわけですが、何かしらわが国の外交を見ておきますと、場当たり的で申しますか、一発主義というか、そういう感じを非常に強く抱くのであります。日中の国交回復にしましても、日中国交回復という大きな事業は達成したけれども、いまだに航空協定すら結ばないでおりますが、せっかく国交を回復しても、それをてこにして今後の日中間の友好をより一そう強いものにしていくための外交上の積み上げないしは取り組みというものが非常に弱いわけでありまして。

そこで、日ソ間についても私は同様のことが言えるのではないかと申すのです。昭和三十一年に鳩山内閣の手によって日ソ共同宣言が行なわれまして以来約十八年の年月を積み上げましたが、貿易やあるいは文化交流の面での拡大はあったであらうが、北方領土問題についての外交的な積み上げ努力といったものは皆無にひとしいわけでありまして。ただ、北方領土はわが固有の領土だと宣言を繰り返して来たところで問題は解決されないであつて、このあたりの政府のこれまでの外交交渉の足跡といえますか、及びこの問題解決にあつた問題点、将来への展望といった点から、あらためて外務大臣の御見解をこの際伺っておきたいと思ひます。

○大平国務大臣 加藤委員御指摘のように、日ソ共同宣言が行なわれまして、復交ができて以来十八年の歳月を積み上げたわけでございます。その間わが国とソ連との間におきましては、漁業条約でございますとか海難救助協定でございますとか、通商条約、航空協定、領事条約、渡り鳥条約その他もろもろの協定、取りきめをたくさん結んでまいりました。それから貿易も着実にふえてまいりましたし、経済協力も進捗してまいっておりますし、人的交流、理解も深まってきております。御同慶にたえないのであります。しかし、肝心な領土問題につきましても進展は、一向に見られないことはきわめて残念でございました。従来、ソ連側の態度といたしましては、領土問題というものはもう解決済みである、過去完了の問題であるというふうなことで、一向交渉の土俵に乗ってまいることをごえんじなかつたのでございします。しかし、昨年の十月田中総理の訪ソがございまして、田中総理といたしましてはモスクワ滞在の大部分の時間をこの問題に傾注されたわけとございします。共同声明にもうたわれておりますように、平和条約の内容についての交渉を行なつたのでございまして、その結果、未解決の諸問題を解決して平和条約を締結するということについては両国合意を見たわけとございします。したがって、初めてこの問題が一つの交渉のテーブルにのせられたということは間違いないこととございまして、その意味で総理の訪ソは、日ソ外交の上で一つの歴史を刻んだものと私も考えておるわけとございします。さらに共同声明では、いま御質問がございましたように、一九七四年中に継続して平和条約締結交渉をやろうということに合意を見ておるわけとございします。

を続けてまいらなければならぬと思つております。今日までの経過を通じて、ソ連側といたしましては、ようやくテールに付いたものの、この問題を解決するには、日ソ関係が解決するにふさわしいあたたまりを持たなければならぬんじゃないか。言いかえれば、いまの日ソ関係というのは、この問題を解決するにはまだ熟した状態にないんじゃないかということとございまして、これから先の交渉は容易ならぬものがあるかと考えておりますけれども、われわれはわれわれの立場を踏まえた上で、先ほど申しましたように、忍耐強く取り組んで、所期の目的達成につとめなければならぬと考えております。

○加藤(清政)委員 私の持ち時間の三十分がすでに経過したので、大臣の御答弁で、さらに一そう北方領土問題については忍耐強く、しかも一そうの努力をするというお話でありまして、けれども、ひとつ可及的すみやかに外交ルートを通じて北方領土問題並びに北方漁業の問題について一段と努力をしていただくことを要望して、私の質問を終わります。

○小渕委員長 瀬長亀次郎君。

○瀬長委員 最初にお聞きしたいのは、この前の外務大臣の施政方針の中で、基地の整理統合というのがありますね。従来、整理縮小ということばで基地問題を取り扱っておりましたが、とりたてて今度の場合整理統合といったような表現を使われたのは、そこに基本的に基地問題に対する姿勢が違ったのか。たとえばニクソン・ドクトリンを現実保持つてくる関係計画を見てもわかりますように、統合してアメリカの基地の機能をむしろ強化する。整理縮小して次第次第に日本全土からアメリカの基地をなくするというのではなくて、不用なもの、アメリカにとって不用なものを整理して、そして統合しながら米軍の在日基地を強化していくというふうなことが、その整理統合の中に含まれておるのじゃないか。この問題は御承知だと思ひますが、開発庁案の沖縄振興開発計画の中にも、米軍施設、区域の整理縮小をはかり、こう

を続けてまいらなければならぬと思つております。今日までの経過を通じて、ソ連側といたしましては、ようやくテールに付いたものの、この問題を解決するには、日ソ関係が解決するにふさわしいあたたまりを持たなければならぬんじゃないか。言いかえれば、いまの日ソ関係というのは、この問題を解決するにはまだ熟した状態にないんじゃないかということとございまして、これから先の交渉は容易ならぬものがあるかと考えておりますけれども、われわれはわれわれの立場を踏まえた上で、先ほど申しましたように、忍耐強く取り組んで、所期の目的達成につとめなければならぬと考えております。

○加藤(清政)委員 私の持ち時間の三十分がすでに経過したので、大臣の御答弁で、さらに一そう北方領土問題については忍耐強く、しかも一そうの努力をするというお話でありまして、けれども、ひとつ可及的すみやかに外交ルートを通じて北方領土問題並びに北方漁業の問題について一段と努力をしていただくことを要望して、私の質問を終わります。

○小渕委員長 瀬長亀次郎君。

○瀬長委員 最初にお聞きしたいのは、この前の外務大臣の施政方針の中で、基地の整理統合というのがありますね。従来、整理縮小ということばで基地問題を取り扱っておりましたが、とりたてて今度の場合整理統合といったような表現を使われたのは、そこに基本的に基地問題に対する姿勢が違ったのか。たとえばニクソン・ドクトリンを現実保持つてくる関係計画を見てもわかりますように、統合してアメリカの基地の機能をむしろ強化する。整理縮小して次第次第に日本全土からアメリカの基地をなくするというのではなくて、不用なもの、アメリカにとって不用なものを整理して、そして統合しながら米軍の在日基地を強化していくというふうなことが、その整理統合の中に含まれておるのじゃないか。この問題は御承知だと思ひますが、開発庁案の沖縄振興開発計画の中にも、米軍施設、区域の整理縮小をはかり、こう

こうする。ところが、外務大臣のこの前の説明ではやはり一貫して整理統合になっております。またきよう出された資料も、整理統合計画日程表を見ても出ている、そういったような基地の機能を整理統合することによって、むしろ強化するという方向が含まれておるのじゃないかと私思うのですが、これどうですか。

○大河原(良)政府委員 いわゆる基地問題に関連いたしまする日本側のアメリカとの折衝につきまして、従来私どもが使っております表現は、一貫して基地の整理統合でございます。

○瀬長委員 それでこの沖繩開発計画は沖繩を真に開発するにすれば、どうしても基地は自主的、平和的沖繩の経済にとってじゃまになる。だから基地は整理して、次第次第に縮小して、もう一挙に撤去、すくなくとも撤去できるということじゃないんで、次第次第に基地のあと地の利用とも関連させながら整理縮小する。これはそういう意味で書かれていたが、外務大臣のあるいは外務省の方向は縮小ではなくて統合。だからこの統合の中に、いま私が申し上げましたように、在日米軍の在日本の基地の機能をいよいよ強化していく。そして負担は日本政府、日本国民の負担にしながら、さらに足りない分は自衛隊で補充していく。ニクソン・ドクトリンのほんとのねらい、これがそうだった基地の整理統合の中に含まれておるのじゃないかと思つたので、それを質問するわけなんです、大臣いかがですか。

○大平国務大臣 瀬長さんに御理解いただきたいのは、基地の整理縮小といひ、整理統合といひ、ことばはどういう文句を使うにいたしまして、現に沖繩の基地は今度きめただけでも二千九百万平米の縮小になっておるわけでございます。縮小が好きなのは縮小と使つてもいいし、統合といふことでなれておれば、統合といふことばを使つても私はいいと思ひまして、別にこだわりませんが、ただ御理解をいただいておりますのは、この整理統合計画というのは、アメリカが押しつけてきたものじゃないのです。こちらから頼んで言つ

ておるものなんです。日本側から基地の整理を通じて、本土並びに沖繩の基地をめぐる経済的、社会的な緊張を緩和して、産業、経済、民生というような観点から、可能な限りひとつ配慮を願ふというわけでございます。むしろ強化するといふ日本からアメリカに要請しておるという性質のものであるということでございます。つまりアメリカが基地の機能を強化するために、日本に押しつけておるものではないということです。よくあなたは強化強化といひますけれども、そんなものじゃないのです。こちらからそういう要請をいたしておるということに間違いはないわけでございます。瀬長さん、なかなか私の言うことを聞いてくれないので、その点はひとつ議論をするにあたりまして、まず御理解を得ておかなければならぬと思つておるのでございます。

それから今度は、われわれがやっておりますことは、関東計画にいたしまして沖繩の問題にいたしまして、いづれも整理統合をやっておるわけでございます。基地の機能を強化するためにわざわざ仕組んだものではない。できるだけ国民の期待にこたえて基地を開放していく方向に考えておるつもりでございます。そういう点もあわせて御理解をちょうだいしたいと思います。

○瀬長委員 大臣はそういった方向で返事される以外にはないと思ひますが、では、具体的な問題に入ります。

具体的な問題は県道百四号線、それから現に日本道路公団で計画され、建設中の沖繩縦貫道路、これは一般国道になるわけですが、この問題と関連して、いまの大臣の発言があまり真実味が無いぞということを感じておると思ひます。

そこで、これは今日の二十日に起こりましたこととありますが、キャンプ・ハンセン内に例の百四号の県道があります。この県道はアメリカが実弾射撃をする場合に使うとして、一応その区域、施設内にある道路は住民の用に供するため開放するが、米軍の活動に支障を与えないかぬといったような合意議事録、これに基づいて行な

われておるということを知っておりますが、そのとおりですか。

○大河原(良)政府委員 昭和四十七年の五月十五日に開催されました合同委員会におきまして、キャンプ・ハンセンを施設、区域として提供されることが合意を見たわけでございます。たまたまその施設、区域の中を、今日、県道百四号と指定されております道路が通つておまして、この道路の処理に關しましては、復帰の際に県道として認定された道路とみなすという措置がとられておりますけれども、施設、区域内に存しており、この当該道路の部分につきましては、復帰とともに施設、区域として使用を認められたものであるという關係におきまして、一般の通行は米軍の演習に差しつかえない範囲で使用を認められるということが合意を見ておるわけでありまして。

○瀬長委員 この五月十五日の合意事項、いま局長が話されたことについては一般国民に知らされておるのか。告示されておるのか。

○奈良説明員 私どものところで提供施設を告示するときに、この道路も含んだ形でもって皆さまに告示をしております。

○瀬長委員 私が申し上げるのは、いま局長の言つたことは五月十五日の合意部分ですが、その(4)で、「本施設区域内において実弾射撃は認められる。合衆国軍隊が使用する兵器は通常海兵師団が常備する兵器の一般的な範疇に入るものである。その他として(5)施設及び区域内の出入路及びルート一〇四号線の地元民の使用を認める。ただしその使用は合衆国軍隊の活動を妨げないものとする。」このとおりですね、局長。これはいいですか。

○大河原(良)政府委員 最後の合衆国軍隊の活動を妨げない範囲において使用を認められるというのはそのとおりであります。

○瀬長委員 それが一般国民に知られないで、告示されないで、そしていざという場合には実弾射撃演習をやる。危険だといって県道を封鎖する、こういったことが一体秘密事項であるのか。これが秘密事項になるとなれば、国民はどうして安心して生活できるのですか。私はこういったものは告示されない限り合法性を持たない。告示されていらないということは、これは事実なんです。ここら辺はどうなんですか。

○奈良説明員 先ほども申しましたように道路全部含んだ形で実弾告示いたしております。ただその中でここに特に官報告示の際に図面を添付して、ここにこういう道路が走つておるというようにな形では示しておりませんので、あるいは地元の方にわかりにくいことがあつたかと思ひます。

○瀬長委員 地元の方も――告示は全国民が知らなくちゃいかぬ、知らなくちゃいかぬといふので、国として、やるのですよ。それで、あるいは知らなかつたかも知れぬ。このようなことはだれも知りませんよ。初めて、ああいった警察官と対決しまして、部落民はもう生活道路である、だから一日仕事をやめてもこの演習をやめさせなければいかぬという。この住民の生活苦の問題から、さらに県道の管理者である県知事が断固として、これを認められぬ、反対するといふ意思表示もあるわけなんです。ところが、その段階になって初めて防衛施設局ですか、これが実はこういふのがあります。これは外務大臣、このような取りきめを一体いつまでも秘密にされるおつもりですか。これだけをぜひ答弁してください。

○大河原(良)政府委員 先ほど来御答弁申し上げておりますように、その件に關します合同委員会合意の内容は特に秘密にするという考えは毛頭ございませぬし、またいま御答弁申し上げておりますように内容の次第を明らかにいたしてはおります。ところで、今回の二月二十日の演習につきましては、米軍は地元に対して二月の五日に演習の時日を通報し、県警察並びに現地の施設局において地元の方々にこういう通知の次第を知らしてあるというふう聞いております。

○瀬長委員 これは、もちろん秘密にさるべきものでございませぬ。二

のではなしに、告示されていないというこの事実
は、これは根本的なミスなんです。みんな、さ
れていて見ている。これは、されていない。こ
れにつきまちは、委員長のほうで正式にこの合
意議事録全文、英文、和文、出してもらうよう
に努力してほしいと思います。委員長、いいです
か。

○小濱委員長 申し出の件につきましては、後刻
理事会にはかりまして取り扱いたいと思います。

○瀬長委員 それからいまの県道の問題につい
て、去年の四月二十四日決算委員会が共産党の庄
司委員に対して平井政府委員がこのようなこと
を答弁しています。「安保条約、地位協定に基づ
きまして米軍にその使用を許します施設、区域の中
を道路法上の道路が走るということ、通常の状
態としてはできるだけ避けねばならないことだ
と思います。したがって、その道路部分は提供部分
からはずすとか、あるいはどうしてもその部分が
必要である場合にはしかるべき他の措置を講ずる
という方法が考えられなければならない」といっ
て、県道部分は一貫して区域、施設からはずす
努力するということを言っておるが、いまだにこ
の百四号を含めて五つの県道が区域、施設内に厳
然としてある。この事実——県民は開放を要求
しているのです。県知事すらはっきり要求して
いる。これに対して大平大臣はいまさっき国民の
要求に基づいて自発的にアメリカにやっていると
だとか言っておりましたが、もうすでにやがて一
カ年になる。にもかかわらず、いまだに県道とし
て指定された道路が五つ、このような百四号まで
含めて、ある。この事実をむしろ大平大臣がアメ
リカの言うことだけしか聞いていないという証言
ではないですか。進んでやっていない。やります
と言っちゃちゃんと国会答弁しながら、これにつ
いてほとんどやっていない。現実には五つあるの
です。まだ、しかも県道百四号の中で、その区域、
施設内で実弾射撃演習をやる。これを許す。さら
に警察もまたその味方になってやってくる。これ
はあとで警察に聞きますが、こういった点で一日

も早くこの演習をやめさせる問題。さらに、いま
申し上げた百四号を含めて五つの県道がまだ
区域、施設内にある。これをむしろ区域、施設内
からはずすということを約束できるかどうか。
そうできれば、一番前のことは幾らか信頼でき
るかなあといったような感じを与えるのではない
かと思うのですが、これ、いかがでしょう。

○大河原(良)政府委員 県道百四号が施設、区域
内を走っているということからいえる現地の
問題が生じたわけでございます。本来的には施
設、区域内をそのような道路が通らないことが望
ましいことはもちろんでございます。

そこで、ただいま御指摘ございましたような問
題点を踏まえまして、私どもとしては、施設内
において、道路のつけかえということを含めて具
体策を御検討していただけるというように承知いた
しております。

また、演習の問題につきましては、二月二十日
に問題が起きたあくる日二月二十一日に合同
委員会の席上で、日本側からこの問題を米側に提
起いたしました。米側としては実情の調査を約束
したわけでございます。今後このような問題が
起きないような努力をしていきたいと考えておる
わけでありませう。

なお、先ほど委員長に対して御要求のございま
した資料の提出につきましては、合同委員会の合
意そのものにつきましては、米側との約束がござ
いましてそのまま提出はできませんけれども、要
旨の提出につきましては、米側との打ち合わせを
してみたいと思っております。

○瀬長委員 いま県道を五つ申し上げましたが、
それ御存じですか。どこの区域、どこの施設にど
ういう県道があるか。もしおわかりでしたら、こ
こで簡単に発表してください。

○奈良説明員 お答えいたします。

先生いま五本とおっしゃられましたのですが、
私も理解しております。沖縄での県道は四本で
ございます。キャンプ・ハンセンを走りまわす
百四号線、それから、伊江島の港から補助飛行

場といえますか通信施設の部分に参ります。進入路
でございます。それから、北部訓練場に二つに分
かれて二本走っております。道路のナンバリーでい
いますと十三号線と二二号線でございます。この十
三号線は基地に入ったり出たりいたしますので、
あるいは五本というふうにお考えになられたかも
しれませんが、道路のナンバリーでいいますと、二
号線と十三号線、それから伊江島の港から通信施
設に至る線、それから、ただいまのハンセンの百
四号線、そういうふうな理解いたしております。

○瀬長委員 その県道についての区域、施設内か
らはずすという面に対する努力は、外務省ではな
くて施設庁ということになるのですか。どちらが
アメリカに当たるのですか。これは早くしてほし
いという……。

○奈良説明員 一応施設の問題に直接関係ありま
す事柄は、施設庁が担当いたしました。いろいろ
交渉いたしております。いろいろな意味がござい
ます。それと、私どももいたしましては、安
保条約及び地位協定に基づいて施設が提供されて
おり、かつその演習も一般的には必要であるとい
う認識を持っております。この演習が要らない
のだから返せというところまで、私どもが言える
場合は別でございますけれども、なかなかそうい
う立場にございませぬので、直ちに道路等をは
ずすというふうな形で交渉するというようなことは
不可能であらうかと思っております。

○瀬長委員 いまお聞きのとおりだと思いま
す。はずすように努力するということが日本政府
の手でほとんど行なわれていない、これが暴露さ
れたのじゃないですか。そういうのがあるか
ら、外務大臣がいかに自主的に対米外交を進めて
いると言っても、現実には具体的な問題になります
と、全部それはそうでありませぬという裏目が出
ておる。ですから、この点については外交交渉の
問題になるのです。外務大臣は、こういう面
についてはおとぼけで、別にだれかがやるのだろ
うぐらいしか考えておらないのですか。これは、
県民の県道に関する問題、いわゆる国道、県道、

市町村道、こういった道路をはずすということ
を、努力するものでもない、わけがわからぬよう
な状態に置かれたのは困るというのはいまの県民
の立場なんです。それはいかがでしょう。

○大平国務大臣 そう問題を取り違えられたら非
常に迷惑いたします。私が申し上げたのは、基
地の整理統合計画というのはアメリカから押しつ
けられたものではない、日本側から申し出て、ア
メリカの理解を得て実行したものである。私
が申し上げた裏面にすぐ間違いが暴露されてお
るという御理解は、せっかく瀬長さんの御発言で
けれども、全然間違っていると思うのです。

県道の問題を取り上げられておるわけござい
ますが、新しくアメリカが県道の指定を求めてき
たということではないのでございまして、もとも
とそれは指定になっておったということござい
ます。それをどうしてまいるかということは、こ
れから新しい問題になるわけでございます。こ
れについては施設庁におかれましては検討されて
おるといふことを申し上げておるわけございま
す。私は決してそれを偽りを申しているわけでは
ございませんし、おとぼけをきき込んでおるわけ
でも決してございませぬ。

○瀬長委員 これは誤解ではなくて、アメリカが
基地の機能を強化するため演習するということを
合意議事録で認めているのでございませう。

○大平国務大臣 それは前からです。

○瀬長委員 前からやっているとをそのまま認
めている。ところが、それに対して実弾射撃演習
をやめてほしい、県道もはずしてほしい、これは
住民の要求です。生きるための安全を求める国民
のほんとうの心からの念願、要求なんです。これ
に沿っておらないというところは現実じゃないで
すか。その点を、私は警察がとった措置について
話し申し上げるとわかると思えます。

アメリカは、いまの合意事項に基づいて、い
つ、何時何分から何時まで実弾射撃演習をやる
というのを那覇の防衛施設局に知らせると、施設

局はそういう知らせがあったということを県に知らせる。さらに警察にも知らせる。その知らせを受けて警察は何をやるかという問題です。警察は道交法に基づいてやっていく。そして道交法の四一条の一項あるいは五一条——最初は、四回目は四一条一項でやっていく。これは現地の警察でもそうだし、この警察も認めております。四一条一項及び百十条の二項を使いますと、これは知事に知らせなくちゃいかぬ。ところが五一条を含めてやると、公安委員会自身でできるんだ。警察官は国民の生命と安全を守るという基本任務が課せられておる。だから、道路が危険な場合には、そういうふうな道の通行を制限したり禁止させることができる。この条項を使っている。これは確認しております。

そこで警察庁に聞きますが、この道交法を使ったことについては確認されておりますので、それは確かめません。ところで一番根本的な問題は、県民の安全、さらに生命財産を保障するというところで、道を封鎖することと逆ではないのか。危険の張本人はだれかという問題なんです。そういったような生命財産の危険を脅かしておる張本人、これをまず逮捕して危険のないようにするのがわれわれの常識なんです。道交法もそうなんです。ところが、演習をやっているのはだれか。アメリカだ。アメリカ縛れますか。アメリカ縛れない。そういったように復帰前と復帰後は、国内法とそういったアメリカの単独支配、布令制、この矛盾がいまぶつかっているわけです。警察、どうお考えですか。しかも、アメリカはただ通知するだけだ、こうやりますよと。やりますよと通知すれば、警察は、そのまま道交法に基づいて道路を遮断していく。これは両面あります。アメリカは演習によってどのような危険が起こるうかがまうもんかという人命軽視の問題と、さらに警察、施設局、これが打てば響く、アメリカがこう言うのとすぐこうするとういうような一体的なあの従属性、さらに補完物としての性格、こういうものがはつきりそこにあられてる。警察庁はむ

しろそういう場合には、危険物は、アメリカが実弾射撃をやることなんだ。これがなければ別に封鎖する必要がない。道交法の姿勢はそうなんです。ね。この場合、それが逆をいっている。それについてどうお考えか。警察庁、来ておられるでしょう。

○寺尾説明員 お答え申し上げます。

先ほど来お話がございましたように、私どもとしては、当該道路は、沖繩復帰の際に、日米間の協定によって、演習時には道路の供用制限があつて、その条件のもとで道路法上の道路となつたように聞いております。したがって、演習をやるといふ行為が違法であれば別でございますけれども、合法的に演習が行なわれるという前提のもとにおきまして、私どもとしては、演習が行なわれれば、実弾射撃というふうなものが行なわれまして、たならば、危険がございまして、道路交通法によつて通行の禁止、制限をしているわけでございす。前提は、先ほど来お話があつたところでございす。

○瀬長委員 ですから、前提が、いま対米外交の中で、アメリカのやることはいかに危険であつても、基地の機能を保持するためにはアメリカが実弾射撃をやらなくちゃいかぬ、それを従来認めてきていまでも認めている日本政府の対米外交の中にある。しかも、県道ですね。国道ははずした。県道がいまだに残つておる。そういつた県道を、道路法あるいは道交法を使って禁止しなくちゃいけないというところまでできておる。この矛盾を解決するのは、アメリカに演習をやめさせる。さらに、いま申し上げました、いまだに区域、施設内を走つておる県道、これをすぐはずすということ以外にないのだ。その点について、外務省、どうですか。

○大河原(長)政府委員 先ほど御答弁いたしましたように、四十七年五月の日米合同委員会合意によりまして、キャンプ・ハンセンは施設、区域として提供いたしております、その提供の内容をいたしまして、米軍は演習を行なうことが認めら

れているわけでありす。したがしまして、合同委員会に基づいての措置でございますから、日本側としまして、米側に演習をやめるといふことを言う立場にはないわけでございす。県道百四号というものがその施設、区域内を走つておるといふ物理的な状況をいかにこれと調整するかという問題があるわけでございす。この道路を通る住民の人々の安全を確保するという見地から、これも先ほど御答弁いたしましたけれども、代替道路の設定というふうなことを含めて、具体的なことを施設庁において検討中である、こういうこととございす。

○瀬長委員 代替道路あるいは迂回道路、これは県も要求してないし、部落の人々も要求してないです。県の土木部長にきのう電話して聞いたのですが、百四号、これをマスタープランに従つて整備し、拡張し、県民の福祉向上のためにやりたいというのが、県のいまの方針です。それに対して、演習、これは合意議事録で、やめなさいということができないから、これはずっと確認しておいて、しかも、この県道部分はずすこともやらぬで、さらに新しい迂回道路をつくつてこれに代替させていく。アメリカの演習をずっと継続させる、機能を阻害してはいかぬ、むしろ強化していくという面への努力であるのだということが明らかになつておるのじゃないですか、どうですか。なぜ、合意はしたのだから、こういった矛盾が出ておるのか、アメリカさん少し考えようじゃないか、あつちでは演習をやめて通れるようにしようじゃないかと一一言言えないのですか。そこら辺どうなんでしょうか。

○大河原(長)政府委員 施設、区域として提供してありますために、提供目的が果たされるというところが一つの要請でございます。もう一つの要請としては、この道路が通行のために開放されている間において、通行者の安全が確保されるということがこれまた別の要請であります。従来、そのために、たとえば通学時間の間の演習中止というふうな措置がとられたこともあるようでござい

ますが、今回の事件につきましては、米軍は、警察の行為によりまして、道路における通行者が危険区域内でないという認定のもとに射撃を行なつたといふことを言つておるようでございす。そのこの事実関係の調査を現に米側に求めておるわけでありす。

○瀬長委員 これは全部質問をはぐらかしておるのですがね。いま大臣も、国民の要求に従ひ、その利益と安全、そのためには努力してきたのだ。それを真に受けておるのであれば、たとえば合意した事項であっても、こういった矛盾が出ておるので、ここでは演習をやめて、この県道から通れるようにずっとやろうじゃないか、ということをお前向きにやってくんだという姿勢がなぜとれぬのかという問題、これなんです。

そこで、これと関連するのに進みますが、いま沖繩縦貫道路の建設が始まつております。この中で「キャンプ・ハンセン一部返還について」これは「昭和四十八年六月二十八日、合同委員会メモ」となつておりますが、私、要旨を読み上げますから、それを確認できるのか、できぬのか、これを明らかにしてほしいのです。

要旨

高速道路の建設工事が完了するまで地位協定第二条四(四)に基づき高速道路の建設のため、合同委員会合意の日から当該土地の返還されるまで当該土地の共同使用を日本道路公団に認められる。

高速道路建設には次のことを行う。
建物の移設(日本側負担)
連絡用通路を作る。

将来米側の新しいユーティリティの要求に対し日本側は好意的に考慮する。
建設される高架・地下道は共に海兵隊が所有するエンジン付車両の運行が可能であること。
最低六ヶ所の高架・地下道は戦車をはじめ荷重第三十種を収容する全車両の運行が可能であること。
高速道路の路線権は将来新規又は追加のユー

テリトリー施設を設置する目的で米軍が保有する。

こういったような要旨のことがいま申し上げました昭和四十八年六月二十八日のキャンプ・ハンセン一部返還についての合同委員会合意事項の中にある。これを認められますか。

○奈良説明員 お答えいたします。

先生がいま指摘されました内容は、たとえばその工事期間中は二条四項(b)で使用させる、それから工事完了後は二条四項(a)で返還をするとか、オーバーパスをつくるとかアンダーパスをつくるとかフェンスの移設でありますとか、そういったような条件はおおむね先生が御指摘になったとおりでございます。

それからでき上がった道路の路線権というようなお話がございましたが、これはちょっとこの合意書、協定書では、確かに路線権、ライト・オブ・ウェイズということばを使っておるのではありませんけれども、その次にイーゾメントという字が出てまいりまして、従来のいろいろつけかえをしたり、あるいはつけかえをしなくても他人の土地の下に専用の水道管を通してもらうとかあるいはケーブルを通してもらうということとは、ちょっとちゅうあることとございまして、そういうものを高速道路の下を横断させてもらうというような意味でイーゾメントの要求があります。したがっていま、高速道路そのものに対する路線権とかそういったような意味を新たに要求しているとか合意しているとかいうようなことではございません。

○議長委員 いずれにしてもこの合意事項があるということはもうはっきりしていますね。これは事実だれも知らないのです。いま初めて国民は知るわけなんです。こういいたたいへん合意事項がある。しかも、建設省あたりから出たものには、これは車両は四十八トン以上の荷重、これが五つ、それからあと三つの高架、これは七十五トン以上の、戦車を積んで走るトレーラー、こういったもので、しかもこの橋八つ、これは全部で三十四の橋のうち、いま申し上げましたキャン

プ・ハンセン、これはシニワブの一部も含みますが、これを含んで八つある。このようにアメリカ海兵隊、マリーンの所有する一切の車両の通行が可能である。しかもそれは費用は日本道路公団が出す。この橋の大体の費用、これは概算ですが三億から四億かかる。アメリカの基地機能を強化し、さらに戦車一切の車両の通行が実にいまよりもより便宜を与えられるような方向でやっています。そこで、これは日本国民の血税の中から日本道路公団は出るわけですから、当然われわれがアメリカ海兵隊の——あれはあのベトナム侵略戦争の主力ですよ。あれがいまキャンプ・ハンセンに集結している。これのいざという場合一体どうなるかという問題。そっとしますよ。この点について、いま戦車が通れるようにということ、これはもちろんいまの縦貫道路、これを横断する橋なんです。この縦貫道路そのものに四十八トンないし七十五トンの荷重の橋をつくるのではない。そういったオーバーブリッジ、地下にもつくる。イーゾメント。このイーゾメント、いわゆる路線権というものの、日本の法律用語にはないのだが、アメリカはやっぱりライト・オブ・ウェイズということばを使っておる。この路線権をどういうふうに理解されておるのか。外務省で路線権というのは何か、イーゾメントというのは何かということについて統一見解ありますか。——なければ申し上げます。大体日本の法律用語ではないのです。基地の領域は物理的に限定されるものではなく、その周辺を取り巻くいわば機能的に必要な領域までも含むことを如実に示しているのがこの路線権、ライト・オブ・ウェイズである。その戦略の変化に応じて種々の機能を要求するが、その機能を保障するのがこの路線権及びイーゾメント、一種の地役権である。もしアメリカがそのように理解して日本政府はそう理解していないといつても、この合意事項のままだと一体どうなるかという問題。時間がありませんので、私戦車の問題あるいはアメリカがその道路を通った場合の使用料の問題、その他幾つもありますけれども、それ

はあとにしまして、この路線権の問題は、もしこのような合意事項があった場合、いざという場合の問題なんです。これを使いまして、あの路線を禁止する、閉鎖するくらいのことをアメリカがやる。いままでアメリカはどんなことをやってきたかわれわれよう知っております。そういった意味で、この国道になり一般国道に指定されている三二九ですか、もう実に危険な道路建設がいま県民が知らないままに、国民が知らないままにキャンプ・ハンセンの合意事項のもとに進められているということになるわけなんです。それはいかがですか。

○大河原(良)政府委員 まず第一に路線権の問題についてお答えいたします。

地位協定の中で路線権ということばが出てきておりますのは第二十四条でございます。この二十四条にあがっております路線権とは何かというところになりますけれども、地位協定の第三条の一項で米軍の施設区域への出入の便をはかるため必要な措置が合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で日本政府または米側によってとられることを定めておりますけれども、このような措置がとられた結果として米軍の出入の便のため米軍が享有する利益の実体をさして路線権ということばを言っているわけでありまして、その内容は米側が享有すべき利益の実体いかんということによるわけでございます。またその実現のためにわが国内法上とられるべき措置いかんということになるわけでございます。したがっていま、路線権という特定の概念による国内法上の権利を特に設定することの規定した性質のものではないというのが、政府のこの問題に対する考え方でございます。

なお、縦貫道路の問題について御指摘でございますけれども、来年の海洋博のために沖繩の縦貫道路を設定したい、こういう計画のもとにその縦貫道路の計画路線上にあります米軍の施設、区域内の地域、部分を米側と交渉いたしまして、米側がこの地域の返還を合意した。そのための返還に至る過程において共同使用を認め、道路の建設が

終わりますならばこの分は返還されるということになるわけでございます。これも先ほど外務大臣の御答弁にありますように、沖繩の海洋博のために縦貫道路の設定ということを日本側が要請いたしまして、米側がこれに応じてきたというのが実態であります。

○議長委員 日本側の要請によってやったことはわからぬでもないです。要請によってとれたたのがこれなんです。すなわち、いま読み上げました去年の六月二十八日、これですね。だれもわからぬですよ。これを——これは秘密なんですか。これをこの委員会に提出していただけますか、英文も含めて。そうしませんが、一般国道ができるのですよ。その一般国道が、こういったキャンプ・シニワブとハンセンの中、これはここに地図も持ってきてありますが、この中にそういった制限規定がある。そしてイーゾメントあるいは路線権、ライト・オブ・ウェイズ、こういった問題が地位協定にあるのですが、事実上、その道路の周辺にいろいろ施設を機能の問題でつくらなければいかぬという場合に、その地域の問題でこの道路をどうするということもあり得るでしょう。作戦上、これは封鎖しなくちゃいかぬという場合には、このライト・オブ・ウェイズ、路線権を乱用して、どんなことでもやり得る。

それでは、ひとつお聞きしますが、一つは、これは要求はあとでいまの合意議事録、これはぜひ出してもらうように委員長にお願いしますが、それではいま大臣は、いつも条約を結んでいる相手、アメリカ、これを信頼するほかにいいじゃないかということなんです。まあそれでもいいだろう。かりにいま路線権を向こうが利用して、この道路はいざというところだから封鎖するということがあり得る。この場合に、それに固めをする法的根拠はどこにあるのですか、それを示してほしいと思います。

○奈良説明員 先ほどもちょっと御説明申し上げましたが、路線権という字は入っておりますけれども、新しくできます道路についての路線権の問

題でございまして、この道路はキャンプ・ハンセンの駐屯地部分とそれから演習場部分との境目を走る道路でございまして、したがって、どうしても区切られるために、こちらから向こうへ渡るといふアンダーパスなりあるいはオーバーパスなりが必要でございまして、それから、従来からケールだとか水道管とかそういったものが走っております。そういうものが、道路がで上がりまして、その部分は返還されますので、他人の土地の下、提供されてない土地の下を通るということになりますので、そういうものが、どうしても必要なものがやはりそこに置かせてもらわなければならないという意味で、日本語でいうと地役権ということになりますか、イーズメントを合意しているというにすぎないわけでございまして、それ以上にその道路そのものについてどうこうするということではございません。

○瀬長委員 もう時間がありませんので締めますが、私の申し上げましたのは、歯どめがないということなんです。こういった路線のこういった条件のもとで国道がつくられると、さすがに大臣もこれには答えられないので、歯どめはないはずなんだ。あるんだつたらある、こういった法律で歯どめする。ないんではしょう。大臣いかがですか。アメリカがもし路線権を利用し、イーズメントなんかを利用して、これはいざという場合にこの道を閉じるというふうな歯どめはないでしよう。危険ですよ。

そこで、いま委員長からのあれもあるので一応締めますが、外務省にいまの合意事項、合意された事項、すなわちキャンプ・ハンセンについての合意事項、私が読みましたあの路線権まで含めてのこれを英文と和文をつけて資料として委員会に提出してもらいたい。委員長のほうであとで相談してほしいと思います。

最後に、私はまとめて要望をしたいと思いが県内にいま四つもあるということ、私のところは五つになっておりますが、この県道、区域、施設内にある県道、これを区域、施設内からはずす。

さらに、そういった区域、施設の道路内の演習は一切やめる。それから縦貫道路、これは一般国道になっておりますが、この中のいま申し上げましたアメリカの占領区、すなわち海兵隊、このキャンプ・ハンセンの基地の機能を強化するのを手助けするような条件は一切除く。さらに基地の整理縮小、こういったようなものを統合して、機能をより一そう強化することではなくて、日本国民の要求に基づいて自主的に対米外交を進めて、基地の縮小整理をして、さらに基地を将来なくしていくという努力をぜひやってほしいことを要望をつけ加えまして、終わりますが、いまの資料の提供の問題ですね、これを委員長はつきりさせてください。

○小濱委員長 瀬長君に申し上げます。

御要求の件は後ほど理事会に計らい、善処いたします。

安里積千代君。

○安里委員 大臣のお時間もありませんようでございます。簡単に二、三の点を聞きたいと思っております。

軍用地問題、ことに沖縄の基地の問題につきましては、これは古くて新しい問題であり、安保条約が存在します限り消えない問題であると思っております。で、たまたま日米安全保障協議委員会の第十五回の会合におきまして、この返還問題に對します合意が三段階に分かれてなされておりますので、そのことに関連をいたしまして二、三お聞きしたいと思っております。

まず、具体的に返還というものが検討される具体的な提案、つまりこの地域を返してもらいたい、この施設を返してもらいたい、あとは返すといったような具体的な問題というものは、先ほどの御答弁から見ますと、これは日本側からの要求である、こういうふうなお答えでございまして、この基地の返還につきましましては、積極的に日本側からの返還というものが提案をされて、それでアメリカ側との間に検討される、こういう筋合いのものでございまいしょうか。まずその点から伺いたします。

○大河原(良)政府委員 沖縄の施設、区域の整理統合の問題につきましては、かねて日米間で基本的に整理統合の方向に向かって協力し努力をしていくということが話し合われてきているところでございます。そういう背景のもとに日本側としては沖縄の実情に照らして施設、区域の整理統合を促進したいということで昨年の春以来交渉を進めてきたわけでございまして、日本側といたしましては防衛庁、防衛施設庁、関係の官庁と十分協議を重ねて米側との折衝に臨んできたわけでございまして、その過程におきまして、日本側としては当然現地の実情から見てこういう施設は何とか手をつけたということが出てくるわけであります。

○安里委員 積極的に日本側からこういう施設は返してもらいたいというふうないろいろな言われた、当然なされるべきことだ、こう思っております。そうしますと、今回の話し合いは三つに分かれておられます、先ほど御説明もありましたし、また資料でもいただいておりますが、移設を要せずに返還される区域、それから移設措置がなされて返還される土地、区域、それから引き続き検討される三つに分かれております。単純にこう見ますと、日本側から要求されたのが主体になつてこうなつたこととなりますと、この三つを総合してきますと、三番目になります。引き続き検討される地域というものがございまして、私が疑問を持しますのは、将来は別といたしまして現段階において日本側が要求してまだ即時にはできないけれども引き続き検討する地域、これが十ぐらいあります。そうしますと、現時点においてそれ以外の土地については引き続き検討される地域に入つておられない、なお言うならば日本側としてここに引き続き検討される施設、区域の十カ所以外に地域については検討もされない、つまり返還を要求しても検討の余地がない、こういうふうなアメリカ側がけたのか、あるいは日本側からこれ以外の土地も地域も返してもらいたいということを要求しなかったのか、二つの場合が考えられるのです。引き続き検討される区域がありますから、それ以外の土地については要求しなかったのか、要求してもアメリカがノーと言つて検討する余地はない、こういうふうにはつきりとしたために三の部類に入らなかったのかお聞きしたいと思ひます。

○大河原(良)政府委員 いわゆるカテゴリー三番目のものが日本側から提案して引き続き検討の対象になっているというふうにも御理解でございまして、若干実情が違ふかと思ひますので、この十カ所があつているものを日本側が提案したのかあるいは米側が申し出てきたのかということについては、いろいろな経緯でございまして、あがつてきているというふうにも御理解いただきたいと思ひます。そういういたしますと、カテゴリー二とカテゴリー三とでどういふふうにかつていう御疑問があるいはお持ちかと思ひますけれども、カテゴリー二の場合には返還ということについてかなり具体的な話がなされたけれども、移設の態様その他につきましても必ずしも話が詰まらなかったためにカテゴリー一と同じようなものにはならなかったけれども、カテゴリー一とカテゴリー二の間に位置するものである、こういうふうな御理解いただきたかと思ひますし、カテゴリー三のものは、話は出たけれども返還のあり方、移設の問題あるいは単純返還になるのかどうか、いろいろな問題点がありますために今後引き続き検討ということ以外には具体的な約束はできなかつた、こういう趣旨のものと御了解いただきたいわけでありませう。

それじゃこれ以外にないのか、こういう御質問であつたかと思ひますけれども、その点につきましては、日本側としては沖縄にありますが米軍の施設、区域の全般について十分目を通しました上で、現地の実情に即し、また米側が現に使つていふ状況等をも勘案して問題を取り上げてきた、こういうふうな御理解いただきたかと思ひます。

○安里委員 先ほど、一番初めに日本側からの要

求に基づいて整理統合がなされておるといふようなお話もありましたし、またここに引き続いて検討を要する地域としてわざわざあげておられますと、また冒頭においてこれらの問題は沖縄県民の強い要望に沿うものであると書かれております。そういうものを総合しますと、これ以外のも

のについては政府としては返還を要求する意思がない、あるいはやっただけでもアメリカ側においてどうしてもやはり応じられないものだ、だから検討の余地がないんだというふうな感じを持たされるわけであります。その他の地域についてはさらにどうするということがあれば別でございますけれども、特に三種類あげておるがゆえにお聞きするわけであります。

そこで時間ありませんからお聞きしますが、これ以外、この中におきましてアメリカ側から積極的に返還をするということを出た地域がございいますか。全部日本側からの要求でしょうか。アメリカから返すというふうな積極的に出られたところがありますか。

○大河原(良)政府委員 交渉でございますので、日本側の考えが出ると同時に、また米側からも考えが出てまいりまして、それをつきまぜながら折衝が行なわれたというのが交渉の実態でございます。

○安里委員 土地問題についてはアメリカ側としても日本側としてもこの問題に対する考えがあるはずで、確かに話の対象にはなつたでしようけれども、問題はアメリカ側からこれは返還しますということを出したのと、日本側のほうでこれは返還してもらいたい、これは私は二筋あると思うのです。じゃ積極的にこう聞きましよう。これまで日本側から要求しなくてもアメリカが積極的にこの地域はもう要らなくなったから返還をするというふうになされたのがこの中にはないんですか。

○大河原(良)政府委員 全体の長い交渉の過程において一つのパッケージとしてでき上がっているものでございいますので、それがどれというふうな

個別的に申し上げることを遠慮させていただきますか。

○安里委員 私がなぜこういうことを申し上げるかといふと、沖縄の軍用地というものはわれわれいふとが見てみればとむだもありません。こんな土地を軍事基地としてアメリカが使っている。常識でも考えられないような地域も施設もあります。そういうものに対して日本側が要求することはもちろんございませう。けれども、当然地位協定はアメリカ自身が不用になつたものに対しては不用という、まあどこまでが用があるかないかという点にはもちろん議論がありましようけれども、客観的に見て返還してもよろしいあるいは要らない土地というのはアメリカ自身が積極的に返還をする意思表示というのがなされていないんじゃないか、私はそのことが安保条約あるいは地位協定の精神だと思うのです。なぜならば、地位協定の第二第三項ですか、この協定の目的のために必要がなくなったときは、アメリカ合衆国はいつでも日本国に返還しなければならぬと義務づけておると思うのです。要りもしないのをいつまでも握っておる、こういうことは許されないことであつて、地位協定そのものを見ましても、必要がなくなったときはいつでも日本に返還しなければならぬということがあつて思ふのです。

そこで、いまそういう積極的なものをあつたしなさらなかつたと承りまするが、それじゃ具体的にちよつとお聞きしたいのですが、「移設措置」とその実施に係る合意の後返還される施設、区域の中の屋嘉レストセンターというのは、どういう施設がいまなされておりますか。

○奈良説明員 お答えします。屋嘉レストセンターといふのは国頭郡の金武村ですが、ここにございいますまゝ一種の訓練場でございますが、土地の広さが約二百万平米、そのうちほとんどがいわゆる公有財産になっております。ここには工作物等がほとんどございませ

以上でございます。

○安里委員 訓練場ですか。レストセンターという名前からも、どうも訓練場とは見えませんが。○奈良説明員 訂正させていただきます。いま屋嘉訓練場のほうの御説明を申し上げまして、まことに申しわけございません。所在地は先ほど申しました金武村でございますが、各軍の下士官、兵及びその家族がレクリエーションに使つております施設でございます。宿舎とかクラブとか、その他休養娯楽施設がございします。

○安里委員 久場崎学校地区には施設は何がございしますか。何に使われておりますか、いま。○奈良説明員 久場崎学校施設は中学校でございます。

○安里委員 この屋嘉レストセンターの中には、海岸の海水浴場に使つておる地域も入つておりますか。

○奈良説明員 入っております。○安里委員 久場崎の学校地区というものは、学校の施設としてどのくらいの施設があることも、あるかないかも御存じでございませうか。

○奈良説明員 お答えします。学校施設それから付属の倉庫その他二、三小さいものがございします。

○安里委員 屋嘉レストセンターというのはほとんど実際も使われてはおりません。われわれ通る者がすぐわかる地域であります。そして、おそらく海水などが汚染されてくるので、もうそういうことのためにあまり使えないということと返還されるものじゃないかと思ひます。そこで御聞きしたいんですが、移設措置というふうになりますか、この移設措置というものはどこでとられるのですか。

れからの問題がありますよ。この費用はどこが出すのですか。

○奈良説明員 日本側で負担いたします。○安里委員 日本側で負担する根拠は何ですか。地位協定のどれに該当して日本側がやりますか。○大河原(良)政府委員 地位協定二十四条二項によつて日本側が負担いたします。

○安里委員 その条文を必要な分だけ読み上げてくれませんか。○大河原(良)政府委員 地位協定の二十四条の第二項は「日本国は、第二条及び第三条に定めるすべての施設及び区域並びに路線(飛行場及び港における施設及び区域)を共に共同に使用される施設及び区域を含む」をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、云々と書いてございます。

○安里委員 この学校の施設、これもやはりそうなる軍事施設のうちに入るのですか、あるいは保養所、レストセンター、海水浴場、こういったことも日本が提供しなければならぬところの施設のうちに入つておるわけですか。

○大河原(良)政府委員 四十七年五月の沖縄返還の際に日米合同委員会の合意によりまして米側に對して提供しました施設、区域の中に、ただいまの屋嘉レストセンター並びに久場崎学校地区も入つておるわけでございます。したがいまして、地位協定に基づいて、日米の正式の合意に基づいてこれらの施設、区域が米側に提供されている。それが今度移設を条件として返還の対象として考

えられておる、こういうこととございします。○安里委員 これらの学校施設とか保養所とか、そういったものはあるいは軍事基地内にあるかも知れませんが、地位協定の十五条によつてアメリカが持つておりますところの、施設を設けることのできるという趣旨に基づいて設けられた施設じゃないですか。私の質問が悪いのですかね。地位協定の十五条におきましては、純然たる軍事施設ではありませんけれども、食堂とか販売所だとか劇場だとか、歳出外資金による

諸機関、これは軍隊の構成員やその軍隊の家族の利用に供するためにアメリカ軍隊が使用している施設及び区域ということに入りませんか。

○大河原(良)政府委員 地位協定十五条の規定は、合衆国の軍当局がたとえP Xとか食堂、劇場、こういうふうなものを合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置することができ、こういう規定でございまして、先ほど来御議論になっておられます施設、区域は日本政府が地位協定二条一項に基づいて米軍に提供している施設、区域でございまして、その施設、区域内におきまして、たとえば十五条にあげられているような機関を米軍はその施設、区域内に設けることができるというのが十五条の趣旨であります。

○安里委員 ですから、その地域というものはもちろん提供されたいわゆる軍事基地、軍用地の中に入られませんでした。その中において学校をつくる、販売所をつくる、休憩所をつくる、これはアメリカ自身が設置することができ権利がありましてから設置しております。私、これを聞くのは、じゃこれを移転し、これを他に移駐する場合に、その費用を日本が持たなければならぬということはおかしなことじゃございませんか。学校そのものがアメリカの必要のためにできた。休憩所ができておった。今度は返還にあたってこれを移駐する。その場合のその費用というものは日本が持つ。アメリカの学校のために日本が負担するのですか。私はその点がこの今度の返還の合意につきまして地位協定というものが非常に拡大されて考えておるのじゃないか、こう思うのですが、そのような付属的な施設もアメリカの軍隊のために、家族のために設けられた。これを他に移駐する、それで返還する。その移駐するところの費用というものを日本政府が負担する。非常なばからしい話だと思ふし、道理にも合わないことだと思ふますが、やはりこれは協定上日本が負担しなければならぬものになっていきますか。

○大河原(良)政府委員 地位協定十五条に規定されておりますのは歳出外資金諸機関、こういうことで一番端的な例はたとえばP Xであろう、こういうふうな思ふわけでありまして。そこで二条一項に基づいて提供しました施設区域内に米軍は第三條によりますいろいろな施設なり構造物の構築を認められておりますけれども、地位協定第二十四條の規定は、かねて政府が国会等で御説明いたしておりますように、日本側が日本側の事情によりまして追加提供あるいは追加提供に準ずるような提供行為を行ないます場合には、これは日本政府の経費負担で実施するものである、こういう立場に立って事を運んでいるわけでございます。

○安里委員 この問題、もっと私も検討いたしましければ、時間もございませぬのできょうはこの程度にとめておきます。

大臣に一言伺いたしますが、前回予算委員会におきまして、インド洋で拿捕されましたマグロ漁船の問題につきまして、大臣はあのときに何も聞いておらなかつたということ、私と多少——そんなばかなことあるかということでおしかりをしたようなつもりでございまして、私も、それは十五日の沖特委で外務省関係おいでにならなかつたので無理もなかつたわけでありまして、幸いにいたしまして、二十一日に釈放されたということが発表されております。そこで大臣は、何も知らなかつた、外務省が何も知らぬようなふうな記録になっておりますので、これまでに至ります状況について、今度はおわかりのほすでございまして、大臣からあるいはまた関係局長から釈放までのいきさつにつきまして御説明願いたいと思ひます。

○中江説明員 本件拿捕事件の漁船、マグロ漁船第五十八清魚丸でございますが、これは二月十三日の十四時、これは日本時間でございますが、十四時、ニコバル諸島付近でベナン向けに航行中にインド海軍警備艇によつて拿捕されたということを知つたわけでございます。さつき十三日、その日それから十五日それから二十日と三回にわたつてニューデリーにありますが大使館のインド大使に對しまして訓令を出しまして、インド関係当局から本件の事情調査を命じまして、同時に東京でも在東京のインド大使その他に二月の十八日と二十日の二回にわたつてインド側の責任ある回答を督促したわけでございます。これに對してインド側は当初は、インド海軍が領海侵犯のことで拿捕して現地官憲に引き渡した。しかし乗組員の待遇については遺憾ないやうにやつてゐるからという話で、乗組員の調査はまだ終わつてゐないというので、その経過については追つて通報するという回答を得ておりましたのは二十日でございますが、その翌日である二十一日にいま先生がおっしゃいましたやうに無事釈放されたわけでございます。それによつて無事釈放されたわけでございます。その取り調べの結果についてはまだ詳細を得ておりませんので、引き続き督促しておりますが、船は無事釈放されて引き続き漁業に従事してゐると思ひますけれども、無事日本に帰つてきましたならば、さらに乗組員からもいろいろ事情を聞いていきたい。その点では、また現地と特に御関係のあります先生の御協力もあるいは得られれば非常に幸いだ、こう思つてゐる次第でございます。

○安里委員 私がこれをあれしましたのは、十五日の沖特委で総務長官の出席の場でお話をし、当然外務省にも通じられておると思つたのですが、二十一日の予算委員会ときには外務大臣何も知らなかつた。そのことが非常に外務省として、国民の生命、財産というものの對する重大な問題に對して外務大臣にも何らの連絡もしてなかつたというところになると、どうも熱意というものがわれない、あるいは省内における連絡が不十分であるというふうな思つたから聞いたわけでございますが、いまのお答えからすると交渉に努力をされてきたということも了承いたしました。

○小濱委員長 國場幸昌君。

○國場委員 時間がございませぬので、ただ一点だけ外務大臣にお伺ひしたいと思ひます。

いま日中航空協定、日台路線の航空民間交渉によつて両立させるというふうな基本的なことでございますが、この航空協定に對しましては外務大臣としてぜひ苦勞されておるというやうなこともよく理解しております。そこで、中華民國、台灣とは国交も断絶しました今日において、しかし台湾の政府の承認を得なければいかならないという問題が多々あるのはありますが、沖繩に直接関係するところの沖繩の民間航空機がローカル線、たとえば石垣から与那国、そこへ飛ぶには、これがもし日台間において協定の成立を見ることがなくしてでは飛べない、こういうやうなことが来た五月十五日を期限として問題が起るわけなんです。そこで御案内のとおり復帰の日米協定で、沖繩がアメリカの統治下にあるときには米台航空協定、管制協定、これがなされて、台灣とアメリカとの互いの管制を交流して飛行機は沖繩の領域を飛んでおつたわけなんです。これが二カ年が期限になっておりますので、来たる五月十五日にはこの期限が来るわけなんです。そうしますと、これに對するいわゆる国交のない日台間にありて、いかような手続の上でこれがスムーズに日台航空管制協定に引き継がれるか、この点に對して大臣の御所見を賜りたいと思ひます。

○中江説明員 御質問の航空管制の問題は、單に日本あるいは台灣の航空機の安全のみならず、第三國のこの地域を航行する航空機についてもきわめて重要な問題でございまして、いま五月十五日に日本側に移管されます沖繩のF I Rと、従来でございます台灣のF I Rとの関係につきましては、これは関係当事者の間で何らかの調整をいたしておかないことには、非常に國際航空路線にも影響があるというところでございまして、その場合に台灣の關係者との間にどういう方法でそういう合意なり了解なり調整をやらばいいかという点につきましては、御高承のとおり、日中正常化後、日本と台灣との実務關係を円滑に維持していくために、日本側には交流協會というものを設け、台

湾側では亜東関係協会というものを設けまして、これを窓口にしたしまして、正常化前は政府間でやっております話し合いも、引き続き実務関係について意見も交換し、了解もなしていこうという姿勢でございます。したがって、本件も、まず第一の窓口といたしましては、この交流協会と関係協会の間で、本件について、国際航空路線に支障のないようにどういうふうによつていこうかという話をしていくべきか、こういうふうを考えております。

○國場委員 その順序でやらなければいけないということとは理解しております。ところが、日中航空協定と、日台路線、これが日中航空協定の内容によつては、日台間においてもものすごい対立が起きてくるというようなことで、外務大臣としては、ずいぶんこの問題に対して気を配っているというところではございますが、大臣御案内のとおり、わが国の邦人の五千名という財産、生命、あるいはまた領海における問題、領空における問題、沖繩におきましても、地理的条件、歴史的つながりからいっても、今日まで切っても切れないような仲にあるという琉台間、御案内であります。ようかどうか知りませんが、わが沖繩とは、中琉文化経済協会というのがございます。その交流によつて、今日まで、大体三十名ぐらゐを基準にしまして、台湾のほうから奨学資金を出しまして、それでいまでもやはり台湾の大学のほうに留学しております。こういうようなつながり、あるいはまた尖閣列島の油田問題とか、いままさきも申し上げましたとおり、もし領海とか摩擦が起きて、この問題で日台間がうまくいかなかった場合には、やはり領海にしまして、台湾海峡を通る船が年間八千隻といわれております。わが国の一日におけるところの百万トンの輸入原材料、あるいは一日における十万トンの輸出製品、かようなものが八〇%までも台湾海峡を通るといふことがいわれております。かようなきびしいような国益あるいは国防、こういう問題に対して、また領海を、もしそこを封鎖されるということになる

と、フィリピンの中を通り、ハルマヘラの沖を通り、バリ島の海峡から入るとした場合には、一千キロ以上わが国の船舶は遠回りし、約一週間から十日のむだな航海をしなければいけない、かようなきびしいような状況下にありて、日中航空協定というのが国会においてぜひ批准をしてもらわなければいけないというような段階にありまして、私どもは心配をしておるわけでございますので、慎重を期してこの問題に対してはやっていただきたいということを希望するわけでございす。それに対しまして、大臣、ひとつ御所見を賜わりたいと思います。

○大平国務大臣 日中の国交正常化にあたりまして、田中総理と私が最も心を砕いて念頭を離れなかった問題は、いま國場さんがおっしゃった、台湾における邦人の生命、財産、それから日台間の濃密な実務関係の安定的な維持、さらには、いま御指摘のように、沖繩県と台湾との間の伝統的な関係の円滑な維持等々でございまして、幸いに日台双方関係者の理解と自制を得まして、国交正常化後一年四カ月の間問題が起こらずに今日まで参っておりますことを、ありがたいことと思っております。その間示されました台湾当局並びに関係者の御理解と御協力に対して深厚なる感謝の念を持っておる次第でございす。

御指摘の日中航空協定を結ばなければならぬ段階が参りまして、そういう状況下におきまして日台関係をどのように維持していくかという問題は、われわれが当面いたしました第二の大きい関門でございす。第一の関門はかくして問題なく通過できたわけでございす。第二の関門もまた、周到な配慮をもちまして、そして日台双方の十分な御理解を得まして通過させていただかなければならぬと、せっかくだけいまま心を砕いておる次第でございす。FIRの管轄の移転も含めまして、せっかくだけいまま慎重に対処しつつあるところでございまして、先生におかれましては何ぶんの御協力をお願い申し上げる次第でございす。

○國場委員 終わります。

○小濱委員長 次回は、来たる三月五日火曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時九分散会